

# 福島労働局からのお知らせ

## I イベント・行事

### 1 労働基準部

1. 11月は「過労死等防止啓発月間」です。過重労働解消キャンペーンを実施します。

担当：監督課 渡辺、高田 電話：024-536-4602

資料No.1-1

「過労死等防止対策推進法」では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

このため、同月間において、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

同キャンペーンでは、以下の取組などを行います。

詳細は、添付のリーフレットをご覧ください。

#### <過重労働解消キャンペーンの取組>

- ①使用者団体や労働組合に対し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組に関する周知・啓発についての協力要請
- ②労働局長による長時間労働の削減に向けた積極的な取組を行っている企業（ベストプラクティス企業）との意見交換
- ③長時間労働が疑われる事業場等に対する重点的な監督指導の実施
- ④労働相談や労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付ける「過重労働相談受付集中期間」（11月1日～7日）の設置及び特別労働相談受付日として「過重労働解消相談ダイヤル」（11月1日（土））の実施
- ⑤過重労働解消のためのセミナー（委託事業）の実施

このほか「過労死等防止対策推進シンポジウム」（福島会場：11月25日（火））を開催します。（資料No.1-4）

## 1 労働基準部

## (主な取組)

## 1. 過重労働などに関する労働相談を受け付けます。

資料No.1-2

11月1日～7日を「過重労働相談受付集中期間」として、県内の労働基準監督署等の相談窓口において、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般に関する労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場に関する情報を積極的に受け付けます。

## 過重労働相談受付集中期間

**期 間：令和7年11月1日～令和7年11月7日****相談窓口：労働局、県内の労働基準監督署****開庁日時：平日 8:30～17:15**

※来署いただく以外に電話によるご相談も可能です。

## 労働条件相談ほっとライン

(※過重労働相談受付集中期間以外もご利用可能です。)

**対応時間・曜日：月～金 17:00～22:00****土日・祝日 9:00～21:00**

はい！ ろうどう

**電話番号：0120-811-610 (フリーダイヤル)**

また、「過重労働相談受付集中期間」のうち、11月1日(土)を「特別労働相談受付日」として「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、平日に勤務している労働者の方などから直接ご相談を受け付けられるよう、電話相談(無料)を実施します。

## 過重労働解消相談ダイヤル

**日 時：令和7年11月1日(土) 9:00～17:00**

なくしましょう 長い残業

**フリーダイヤル：0120-794-713**

・全国どこからでも無料でご相談いただけます。匿名でのご相談も可能です。

## 1 労働基準部

### (主な取組)

#### 2. 福島労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します。

福島労働局長が、長時間労働の削減等に向けて積極的に取り組んでいる県内企業を訪問し、当該企業の取組について広く情報発信することにより県内の過重労働解消に向けた機運の醸成を図ります。

##### ○日 時

令和7年11月20日（木） 午前10時から

##### ○訪問先

吉川紙業株式会社

（伊達郡桑折町成田字元宿2）

#### 3. 過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。（参加無料）

資料No.1-4

過労死等の問題について県民の方々に関心と理解を深めていただくため、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

##### ○日時

令和7年11月25日（火） 14:00～16:00  
（受付13:30～）

##### ○場所（福島会場）

ビッグパレットふくしま 3階 中会議室A  
（郡山市南二丁目52番地）

## 2 職業安定部

## 1. 「介護就職デイ」を開催します。

資料No.2

担当：職業対策課 雇用指導係 佐藤 電話：024-529-5463

県内全ハローワーク（14か所）は、11月11日の「介護の日」にあわせて「介護就職デイ」を開催します。

## 【介護就職デイについて】

厚生労働省は、毎年11月11日を「介護の日」と定め、その前後の期間を福祉人材確保重点実施期間として「介護就職デイ」と称した介護関係職種の面接会等を全国のハローワークで集中的に開催します。

- 日程等については、別紙予定表のとおりです。  
詳細については、各ハローワークにお問い合わせください。

## 2. 「学びへGo！」キャンペーンについて

公的職業訓練の受講促進及びリ・スキリングによる能力向上支援の促進等のために、令和7年10月1日～12月31日までを「学びへGo！」キャンペーン期間として、人材開発各種支援策を一層推進するための取り組みを実施します。

## 「知って活用！～事業主のための助成金セミナー～」を開催します。

資料No.3

担当：職業対策課 安田 電話：024-529-5681

- 従業員の処遇改善や人材育成などに取り組む事業主を対象に、「キャリアアップ助成金」・「人材開発支援助成金」についてのオンラインでの説明会を開催します。

| 開催日           | 開催時間        |
|---------------|-------------|
| 令和7年11月13日（木） | 13：30～15：00 |
| 令和7年11月27日（木） | 13：30～15：00 |



### 1 雇用環境・均等室

#### 1. 育児・介護休業法（令和7年10月施行部分）及び両立支援等助成金のご案内

担当：雇用環境・均等室

指導係 伊藤

電話：024-536-4609

助成金担当

企画調整係

木村

電話：024-536-2777

資料No.4

- 令和7年10月1日より、改正育児・介護休業法が施行となりました。

#### 改正のポイント

##### 1. 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充

・事業主に対し、3歳以上小学校就学前の子を養育する労働者が利用できる柔軟な働き方を実現するための措置を講ずることを義務付けること。また、当該措置の個別の周知、意向確認を義務付けること。

なお、改正法の施行に伴い、両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）が新しくなります。

#### ◎ 両立支援等助成金とは

⇒働き続けながら子育てや介護等を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主のみなさまを支援する制度（助成金）です。仕事と育児・介護等の両立支援に関する事業主の取組を促進し、労働者の雇用の安定を図ります。

【改正】令和7年10月から

・柔軟な働き方選択制度等支援コース

- ① 制度（※）を **3つ導入** し、対象労働者が制度を利用した場合 **20万円**  
制度（※）を **4つ以上導入** し、対象労働者が制度を利用した場合 **25万円**

※ 3歳以降小学校就学前までの子を養育する労働者が利用できる次の制度。

- フレックスタイム制度or時差出勤制度
- 育児のためのテレワーク等
- 柔軟な働き方を実現するための短時間勤務制度
- 保育サービスの手配及び費用補助
- 養育両立支援休暇制度

- ② 法で求める内容を上回る有給の子の看護等休暇制度の整備 **30万円**
- ③ ①や②の制度について中学校修了までの子を養育する労働者が利用できるものとした場合 **20万円加算**
- ④ 育児休業取得状況等の情報を指定のWEBサイト上で公表した場合 2万円加算  
(変更なし)

## 1 労働基準部

## 1. 県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 大内 電話：024-536-4603

資料No.5

令和7年（9月）の災害発生状況を取りまとめました。

| 業種別       | 年別      | 令和7年  |        | 前年同期  |        | 対前年比(死傷者数) |        |
|-----------|---------|-------|--------|-------|--------|------------|--------|
|           |         | 死傷者数  | うち死亡者数 | 死傷者数  | うち死亡者数 | 増減数        | 増減率(%) |
| 全業種合計     |         | 1,459 | 9      | 1,421 | 9      | 38         | 2.7    |
| 製造業       |         | 317   | 1      | 298   | 1      | 19         | 6.4    |
| 鉱業        |         | 10    | 0      | 4     | 0      | 6          | 150.0  |
| 建設業       |         | 205   | 2      | 212   | 5      | -7         | -3.3   |
| 運輸交通業     |         | 160   | 1      | 189   | 1      | -29        | -15.3  |
| 貨物取扱業     |         | 7     | 0      | 14    | 0      | -7         | -50.0  |
| 農林業       |         | 42    | 1      | 35    | 0      | 7          | 20.0   |
| 畜産・水産業    |         | 19    | 0      | 16    | 0      | 3          | 18.8   |
| 上記以外の事業小計 |         | 699   | 4      | 653   | 2      | 46         | 7.0    |
|           | 商業      | 253   | 1      | 222   | 1      | 31         | 14.0   |
|           | 金融広告業   | 9     | 0      | 9     | 0      | 0          | 0.0    |
|           | 保健衛生業   | 173   | 0      | 179   | 0      | -6         | -3.4   |
|           | 接客娯楽業   | 107   | 2      | 90    | 0      | 17         | 18.9   |
|           | 清掃・と畜業  | 59    | 1      | 89    | 1      | -30        | -33.7  |
|           | 上記以外の事業 | 98    | 0      | 64    | 0      | 34         | 53.1   |

※県内の令和7年の職場における熱中症による死傷災害の発生状況（速報値）については、資料No.5のとおり。

## 2 職業安定部

1. 「令和8年3月新規高等学校卒業者の職業紹介状況」について公表します。

担当：職業安定課 山下・元木沢 電話：024-529-5396

資料No.6

令和7年9月末現在の状況をとりました。

|   |                  |              |             |
|---|------------------|--------------|-------------|
| 1 | 就職内定率            | 71.0% (前年同月比 | 1.2ポイントの増 ) |
| 2 | 就職内定者数           | 2,335人 ( 同   | 増減なし )      |
| 3 | 就職未内定者数          | 956人 ( 同     | 5.2%の減 )    |
| 4 | 求人数              | 8,796人 ( 同   | 2.9%の減 )    |
| 5 | 県内受理求人<br>への就職割合 | 68.0% ( 同    | 1.4ポイントの減 ) |

働くすべての人、そのご家族の皆さまへ

## 過労死等を防止するための対策BOOK

# しごとより、 いのち。

過労死をゼロにし、健康で充実して  
働き続けることのできる社会へ

**STOP!**  
**過労死**

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

11月を中心に、全国47都道府県、  
48か所で開催しています。

参加無料

過労死等防止対策推進シンポジウム ▶ 0570-026-027

専用ナビダイヤル  
(月～金 9:00～17:30)

# 過労死等とは？

## Answer

業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。

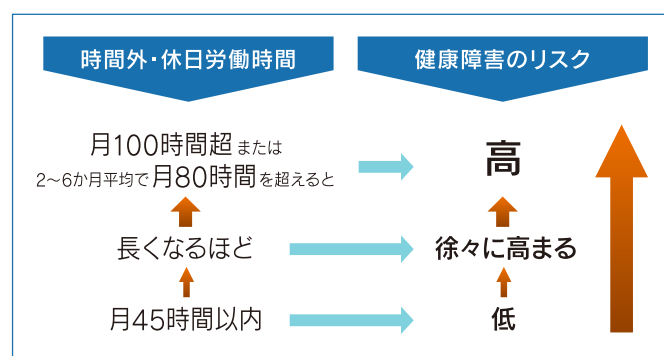
### 「過労死等の定義」

- ◎業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
- ◎業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- ◎死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害

### 「長時間労働と過労死等」

長期間にわたる特に過重な労働は、著しい疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには脳・心臓疾患の発症に影響を及ぼすと言われています。脳・心臓疾患に係る労災認定基準においては、週40時間を超える時間外・休日労働がおおむね月45時間を超えて長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まり、発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって1か月当たりおおむね80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できるとされています。

#### ■ 時間外・休日労働時間と健康障害リスクの関係



#### 《 注意 》

- ①上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。
- ②業務の過重性は、労働時間のみによって評価されるものではなく、就業態様の諸要因も含めて総合的に評価されるべきものです。
- ③「時間外・休日労働時間」とは、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間のことです。
- ④2〜6か月平均でおおむね月80時間を超える時間外・休日労働時間とは、過去2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの月平均の時間外・休日労働時間、おおむね80時間を超えるという意味です。

また、業務における強い心理的負荷による精神障害で、正常な認識、行為選択能力や自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害され、自殺に至る場合があるとされています。



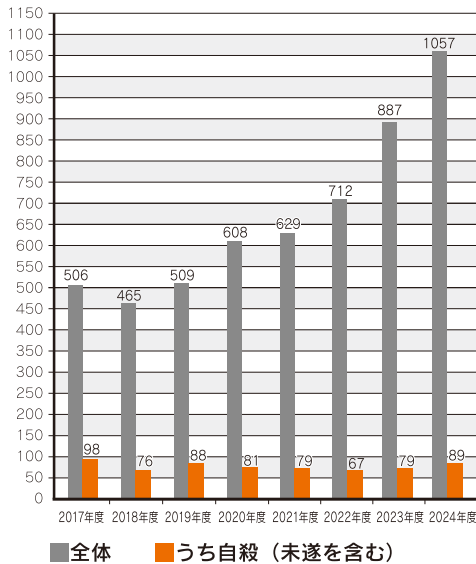


## 「過労死等防止は喫緊の課題」

過労死等の原因の一つである長時間労働を削減し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るとともに、労働者の健康管理に係る措置を徹底し、良好な職場環境（職場風土を含む）を形成の上、労働者の心理的負担を軽減していくことは急務となっています。

## 「過労死等防止に関連する国の目標」

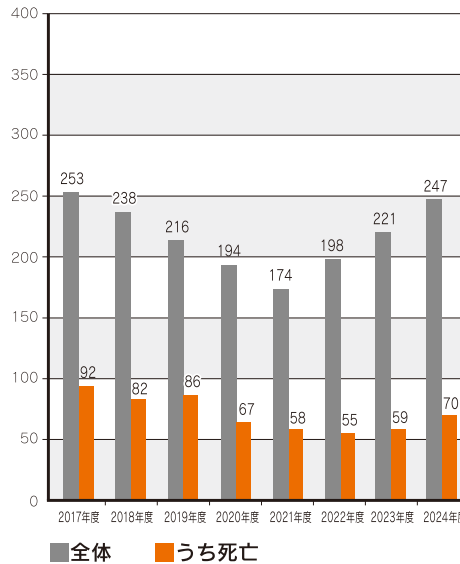
■精神障害に係る労災認定件数の推移



■全体 ■うち自殺（未遂を含む）

注）労災認定件数は、当該年度内に「業務災害」及び「複数業務要因災害」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

■脳・心臓疾患に係る労災認定件数の推移



■全体 ■うち死亡

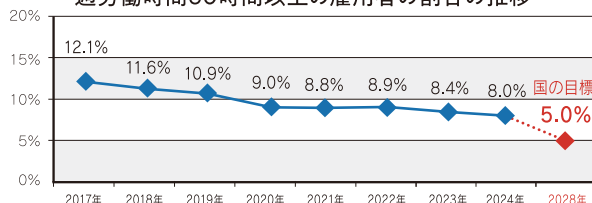
注）労災認定件数は、当該年度内に「業務災害」及び「複数業務要因災害」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

## 過労死等防止のための対策に関する大綱の数値目標（R6.8月変更）

過労死をゼロとすることを目指し、以下の目標を設定しています。

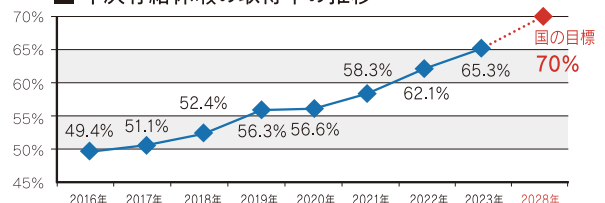
- ◎週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下（2028年まで）  
特に、重点業種等のうち週労働時間60時間以上の雇用者の割合が高いものについて重点的に取組を推進する。
- ◎勤務間インターバル制度について、労働者数30人以上の企業のうち、  
（1）制度を知らなかった企業割合を5%未満（2028年まで）  
（2）制度を導入している企業割合を15%以上（2028年まで）  
特に、勤務間インターバル制度の導入率が低い中小企業への導入に向けた取組を推進する。
- ◎年次有給休暇の取得率を70%以上（2028年まで）
- ◎メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上（2027年まで）
- ◎使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上（2027年まで）
- ◎自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を50%未満（2027年まで）

■週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合の推移



※資料出所：総務省「労働力調査」 ※資料は非農林業雇用者数により作成。

■年次有給休暇の取得率の推移



※資料出所：厚生労働省「就労条件総合調査」



# Q

Question

## 長時間労働の削減に向けて、 事業主が取り組むべきことは？

### Answer

労働者の労働時間を正確に把握しましょう。

時間外・休日労働協定(36協定)の内容を労働者に周知し、  
週労働時間が60時間以上の労働者をなくすように努めましょう。

### 〔適正な労働時間の把握〕

使用者は労働基準法及び労働安全衛生法により、労働者の労働時間を適切に管理し、労働時間の状況を適正に把握する責務があります。現状では割増賃金の未払いや過重な長時間労働といった問題などの背景に、使用者が労働時間を適切に管理できていないケースも見られます。

「労働時間適正把握ガイドライン」で  
詳しく解説しています。



### 〔時間外・休日労働協定(36協定)の周知を〕

使用者が法定労働時間(原則、1日8時間、週40時間)を超えて時間外労働をさせる場合、または休日労働をさせる場合には、労働基準法第36条に基づき、36協定を過半数労働組合(ない場合には過半数代表者)と締結し、労働基

準監督署に届け出ることが義務づけられています。過半数代表者は、36協定を締結するための過半数代表者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手などにより選出する必要があります。36協定が適切に結ばれるように、過半数代表者の要件を周知してください。また、届け出られた36協定は見やすい場所へ掲示するなどして周知してください。

### ① 関連する国の目標

週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下とする(2028年まで)

働き方改革関連法により、時間外労働の上限規制が、大企業には2019年4月から、中小企業には2020年4月から適用されました。

時間外労働の上限は、原則として、月45時間、年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。また、長時間労働を削減するためには、労働時間等設定改善法に規定された勤務間インターバル制度の導入等、各取組を行うことが効果的です。





Q  
Question働きすぎによる健康障害を  
防止するために必要なことは？

## Answer

事業主は労働者の健康づくりに向け  
積極的に支援すること、  
労働者は自らの健康管理に努めることが必要です。



## 「睡眠時間の確保および健康づくりを」

過重労働による健康障害の防止のために、時間外・休日労働時間の削減、労働者の健康管理に係る措置の徹底を図りましょう。労働者の必要な睡眠時間を確保し、生活習慣病の予防などの健康づくりに取り組むことも重要です。また、裁量労働制対象労働者、高度プロフェッショナル制度対象労働者や管理監督者についても、事業主に健康確保の責務があることから、労働安全衛生法に基づき、医師による面接指導等の必要な措置を講じなければなりません。

労働者も睡眠時間の確保や健康管理などを意識しましょう。

## 「若年労働者などにも配慮した対策を」

若年労働者、高齢労働者、障害者である労働者などについては、心身ともに充実した状態で意欲と能力が発揮できるように、事業主は、各々の特性に応じた過重労働防止のための配慮を行う必要があります。

例えば、入社間もない若年労働者が長時間に及ぶ時間外労働を強いられることがないように、ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方の促進や、メンタルヘルス不調の発生防止のための対策などを講じましょう。

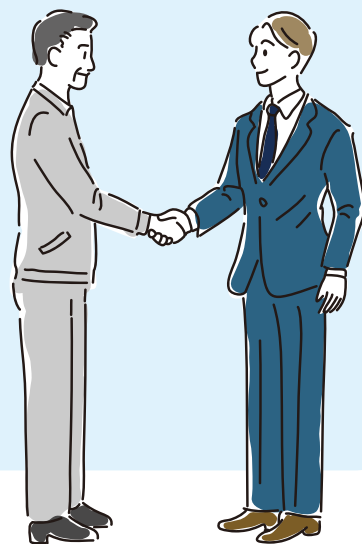
高齢労働者への取り組みは「高齢労働者の安全衛生対策について」で詳しく解説しています。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/newpage\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html)



Q  
Question働き方はどのように  
見直せばよいですか？

## Answer

事業主はワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境づくりを推進しましょう。  
使用者と労働者で話し合って  
計画的な年次有給休暇の取得などに取り組みましょう。



## 「ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境を」

過労死等の防止のためには、単に法令を遵守するだけではなく、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進める必要があります。長時間労働や休日出勤、休暇が取得できない状態が続くと、労働者の仕事への意欲や効率の低下だけでなく、健康状態や精神状態の悪化にもつながります。仕事にやりがい・充実感を得ながら責任を果たすためには、適切な労働時間で効率的に働き、しっかりと休暇を取得できる職場環境・業務体制の構築が不可欠です。

## ① 関連する国の目標

年次有給休暇の取得率を70%以上とする（2028年まで）

年次有給休暇（年休）は、法律で定められた、労働者に与えられた権利です。労働基準法において①6か月間の継続勤務②全労働日の8割以上の出勤の条件を満たした労働者（パート・アルバイトも同様）は、取得することができます。労使で話し合って、年休の計画的な取得を推進しましょう。

2019年4月から、全ての企業において、法定の年休付与日数が年10日以上全ての労働者に対して、年休の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務づけられました。



Interval

！ 関連する国の目標

- 勤務間インターバル制度について、労働者数30人以上の企業のうち、
- (1) 制度を知らなかった企業割合を5%未満に、
  - (2) 制度を導入している企業割合を15%以上とする(2028年まで)



制度を導入する中小企業への助成金があります。



勤務間インターバル制度の導入・運用する際のポイント等を取りまとめたマニュアル、導入事例があります。

2019年4月から、勤務間インターバル制度の導入が事業主の努力義務になりました。

# Q

Question

## 勤務間インターバル制度とは？

### Answer

勤務間インターバル制度は、終業時刻から翌日の始業時刻までの間に一定時間以上の休息時間を設ける制度で、働く人の生活時間や睡眠時間を確保し、健康な生活を送るために有効なものです。労使で話し合い、制度の導入に努めましょう。

### 勤務間インターバル制度導入がもたらすメリット

勤務間インターバル制度を導入することによって、事業主、従業員双方に以下のようなメリットが期待されます。

#### メリット1 従業員の健康の維持・向上につながります。

インターバル時間が短くなるにつれてストレス反応が高くなるほか、起床時疲労感が残ることが研究結果から明らかになっています。十分なインターバル時間の確保が、従業員の健康の維持・向上につながります。

#### メリット2 従業員の定着や確保が期待できます。

労働力人口が減少するなか、人材の確保・定着は、重要な経営課題になっています。十分なインターバル時間の確保により、ワーク・ライフ・バランスの充実を図ることは、職場環境の改善等の魅力ある職場づくりの実現につながり、人材の確保・定着、さらには、離職者の減少も期待されます。

#### メリット3 生産性の向上につながります。

十分なインターバル時間の確保は、仕事に集中する時間とプライベートに集中する時間のメリハリをつけることができるようになります。このため、仕事への集中度が高まり、製品・サービスの品質水準が向上するのみならず、生産性の向上にも期待できます。

導入・運用マニュアル、導入事例を紹介しています。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/interval/download.html>



働き方改革推進支援助成金

(勤務間インターバル導入コース)について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150891.html>



# Q

Question

## 心の健康を保つために 取り組むべきことは？

### Answer

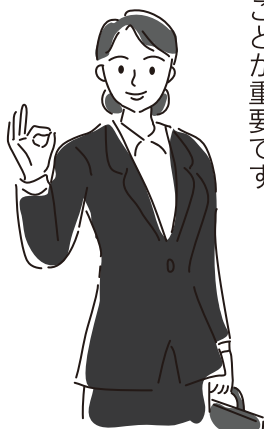
事業主はメンタルヘルス対策を積極的に推進し、労働者はストレスチェックにより、自身のストレスの状況に気づき、セルフケアに努めましょう。

### 「メンタルヘルスケアが重要」

働く方の7割近くが、仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスを感じています。心の健康を保つためには労働者自身がストレスに気づき、これに対処することが必要です。

また、メンタルヘルス不調等の場合、職場の上司・同僚が不調のサインに気づき、必要に応じて専門家等につなげることが重要です。

そのためには、事業主がメンタルヘルスケアのための体制づくりや労働者等への教育・情報提供・相談窓口の設置を計画的に実施することが重要です。



### 「ストレスチェックの実施を」

毎年1回労働者を対象にストレスの程度について検査（ストレスチェック）を実施し、高ストレス者で必要な者に対して医師による面接指導を行うことが必要です（労働者数50人未満の事業場についても、令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法により、義務となります（施行は公布後3年以内）。

労働者はストレスチェック結果により、自身のストレス状況に気づき、セルフケアに努めましょう。また、事業主は集団分析をもとに職場改善に取り組みましょう。

### ① 関連する国の目標

- メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする（2027年まで）
- 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上とする（2027年まで）

「ストレスチェック実施プログラム（無料）」

<https://stresscheck.mhlw.go.jp/>



ストレスチェックの企業向けの相談窓口  
「ストレスチェック制度サポートダイヤル」

0570-031050（平日10時～17時 土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く）



## 職場におけるハラスメントを防止するために講ずべき措置

※事業主は、これらの措置を必ず講じる必要があります。

### ● 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

- ① ハラスメントの内容・ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ② ハラスメントの行為者を厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

### ● 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④ 相談窓口対応者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること

### ● 職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥ 事実関係の確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと
- ⑦ 事実関係の確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行うこと
- ⑧ 再発防止に向けた取組を講ずること

### ● 併せて講ずべき措置

- ⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知すること
- ⑩ 事業主に相談したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

### ● 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置

- ⑪ 業務体制の整備など、事業主や妊娠等した労働者その他の労働者の実情に応じた必要な措置の実施

※カスタマーハラスメント対策が中小企業を含む全ての企業の義務となります(施行日:公布日(令和7年6月11日)から1年6月以内の政令で定める日)。事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。

ハラスメント対策について厚生労働省HPで詳しく解説しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html)



ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」もご利用ください。  
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



Q  
Question

労働者の取組

事業主の取組

Answer

事業主は、予防から再発防止に至るまでの一連の防止対策に取り組み、職場のハラスメントを防止する必要があります。労働者とその周囲の方は、ハラスメントに気づいたら相談窓口へ連絡しましょう。

職場のハラスメントの防止に向けて取り組むべきことは？



# Q

Question

## 新しい働き方を導入する場合は どのように対応すべき？

### Answer

テレワークなどの働き方の導入にあたっては、  
企業も労働者も安心して取り組むことができる  
環境を整備することが重要です。

#### 「テレワーク」

テレワークは、業務効率化による時間外労働の削減や生産性の向上に資する等、労使ともにメリットがある働き方です。

一方で、「仕事と生活の時間の区別が曖昧となり、労働者の生活時間帯の確保に支障が生じる」「顔を合わせることが減り、心身の不調に気づきにくい」等の理由による健康障害のおそれや、テレワーク時のハラスメントの発生について留意する必要があります。労使双方で十分に話し合い、適切なテレワーク環境の整備に努めましょう。

#### 「副業・兼業」

労働者が自身のスキルアップや収入面の安定の手段として副業・兼業を行うことは、企業にとっても優秀な人材の獲得・流出防止等のメリットがあります。

副業・兼業を進める上では、長時間労働によつて労働者の健康が阻害されないように、長時間労働を防止することや健康確保を図ることが重要です。労使コミュニケーションをとり、必要な措置を講じるようにしましょう。

#### 「フリーランス」

フリーランスが安心して働くことのできる環境を整備するため、フリーランスとの取引の適正化とフリーランスの就業環境の整備を図ることを目的とする「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が施行されました。

この法律では、取引条件の明示やハラスメント防止のための措置を講じること等をフリーランスに業務委託を行う発注事業者に対し義務付けています。詳しい情報は、厚生労働省HPをご確認ください。

テレワークの適切な導入  
及び実施の推進のための  
ガイドライン



副業・兼業については  
厚生労働省HPへ



フリーランス・事業者間  
取引適正化等法につい  
ては厚生労働省HPへ



【労働者用】自宅等においてテレワークを行う  
際の作業環境を確認するためのチェックリスト



【事業者用】テレワークを行う労働者の  
安全衛生を確保するためのチェックリスト





Q  
Question労働者が過労死等の危険を感じた場合に  
備えて取り組むべき対策は？

## Answer

労働者は自身の不調に気がついたら、  
早めに周囲の人や、医師などの専門家に相談しましょう。  
事業主は労働者が相談に行きやすい環境づくりが必要です。  
上司・同僚等も労働者の不調の兆候に気づき、産業保健スタッフ等につなぐことができるようにしていくことが重要です。



## 「相談しやすい環境の整備を」

現在、国や民間団体により相談窓口が多く設置されています。事業主は、事業場において相談体制を整備するほか、こうした窓口の周知を行いましう。また、職場において労使双方が過労死等の防止のための対策の重要性を認識し、労働者が過重労働や心理的負荷による自らの身体面、精神面の不調に気づくことができるようにしていくとともに、上司、同僚も労働者の不調の兆候に気づき、産業保健スタッフ等につなぐことができるようにしていくことが重要です。

さらに、職場以外においては、家族・友人等も過労死等の防止のための対策の重要性を認識し、過重労働による労働者の不調に気づき、相談に行くことを勧めるなど適切に対処できるようにすることが必要です。労働者も自身の不調に気がついたら、ためらわずに周囲の人や専門家に相談することを心がけましょう。

## ！関連する国の目標

▼相談窓口は、P13・P14へ

自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、  
悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を  
50%未満とする(2027年まで)

- 本チェックリストでは、健康障害防止の視点から、これまでの医学研究の結果などに基づいて、疲労蓄積度が判定できます。
- このチェックリストは、労働者の疲労蓄積を、自覚症状と勤務の状況から判定するものです。
- あなたの仕事による疲労蓄積度を把握し、対策に役立ててください。

記入年月日

年

月

日

2.最近1か月間の勤務の状況 各質問に対し、最も当てはまる項目の□に✓を付けてください。

|                             |                                     |                                    |                                    |
|-----------------------------|-------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 1. 1か月の労働時間（時間外・休日労働時間を含む）  | <input type="checkbox"/> ない又は適当（0）  | <input type="checkbox"/> 多い（1）     | <input type="checkbox"/> 非常に多い（3）  |
| 2. 不規則な勤務（予定の変更、突然の仕事）      | <input type="checkbox"/> 少ない（0）     | <input type="checkbox"/> 多い（1）     | —                                  |
| 3. 出張に伴う負担（頻度・拘束時間・時差など）    | <input type="checkbox"/> ない又は小さい（0） | <input type="checkbox"/> 大きい（1）    | —                                  |
| 4. 深夜勤務に伴う負担※2              | <input type="checkbox"/> ない又は小さい（0） | <input type="checkbox"/> 大きい（1）    | <input type="checkbox"/> 非常に大きい（3） |
| 5. 休憩・仮眠の時間数及び施設            | <input type="checkbox"/> 適切である（0）   | <input type="checkbox"/> 不適切である（1） | —                                  |
| 6. 仕事についての身体的負担※3           | <input type="checkbox"/> 小さい（0）     | <input type="checkbox"/> 大きい（1）    | <input type="checkbox"/> 非常に大きい（3） |
| 7. 仕事についての精神的負担             | <input type="checkbox"/> 小さい（0）     | <input type="checkbox"/> 大きい（1）    | <input type="checkbox"/> 非常に大きい（3） |
| 8. 職場・顧客等の人間関係による負担         | <input type="checkbox"/> 小さい（0）     | <input type="checkbox"/> 大きい（1）    | <input type="checkbox"/> 非常に大きい（3） |
| 9. 時間内に処理しきれない仕事            | <input type="checkbox"/> 少ない（0）     | <input type="checkbox"/> 多い（1）     | <input type="checkbox"/> 非常に多い（3）  |
| 10. 自分のペースでできない仕事           | <input type="checkbox"/> 少ない（0）     | <input type="checkbox"/> 多い（1）     | <input type="checkbox"/> 非常に多い（3）  |
| 11. 勤務時間外でも仕事のことが気にかけて仕方ない  | <input type="checkbox"/> ほとんどない（0）  | <input type="checkbox"/> 時々ある（1）   | <input type="checkbox"/> よくある（3）   |
| 12. 勤務日の睡眠時間                | <input type="checkbox"/> 十分（0）      | <input type="checkbox"/> やや足りない（1） | <input type="checkbox"/> 足りない（3）   |
| 13. 終業時刻から次の始業時刻の間にある休息時間※4 | <input type="checkbox"/> 十分（0）      | <input type="checkbox"/> やや足りない（1） | <input type="checkbox"/> 足りない（3）   |

※2：深夜勤務の頻度や時間数などから総合的に判断して下さい。深夜勤務は、深夜時間帯（午後10時～午前5時）の一部または全部を含む勤務を言います。  
※3：肉体的作業や寒冷・暑熱作業などの身体的な面での負担 ※4：これを勤務間インターバルといいます。

【勤務の状況の評価】 各々の答えの（ ）内の数字を全て加算してください。 

合計

 点

A

0点

B

1～5点

C

6～11点

D

12点以上

疲労蓄積予防のための対策

疲労蓄積度の点数が2～7の人は、疲労が蓄積されている可能性があり、  
チェックリストの2に掲載されている“勤務の状況”の項目の改善が必要です。

- ・個人の裁量で改善可能な項目については、それらの項目の改善を行ってください。
- ・個人の裁量で改善不可能な項目については、勤務の状況を改善するよう上司や産業医等に相談してください。

- 仕事以外のライフスタイルに原因があって自覚症状が多い場合も見受けられます。  
睡眠や休養などを見直すことも大切です。
- 時間外・休日労働時間が月45 時間を超えていれば、労働時間の短縮を検討してください。

# 労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト

## 1. 最近1か月間の自覚症状 各質問に対し、最も当てはまる項目の□に✓を付けてください。

|                                 |                                     |                                   |                                   |
|---------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 1. イライラする                       | <input type="checkbox"/> ほとんどない (0) | <input type="checkbox"/> 時々ある (1) | <input type="checkbox"/> よくある (3) |
| 2. 不安だ                          | <input type="checkbox"/> ほとんどない (0) | <input type="checkbox"/> 時々ある (1) | <input type="checkbox"/> よくある (3) |
| 3. 落ち着かない                       | <input type="checkbox"/> ほとんどない (0) | <input type="checkbox"/> 時々ある (1) | <input type="checkbox"/> よくある (3) |
| 4. ゆうつだ                         | <input type="checkbox"/> ほとんどない (0) | <input type="checkbox"/> 時々ある (1) | <input type="checkbox"/> よくある (3) |
| 5. よく眠れない                       | <input type="checkbox"/> ほとんどない (0) | <input type="checkbox"/> 時々ある (1) | <input type="checkbox"/> よくある (3) |
| 6. 体の調子が悪い                      | <input type="checkbox"/> ほとんどない (0) | <input type="checkbox"/> 時々ある (1) | <input type="checkbox"/> よくある (3) |
| 7. 物事に集中できない                    | <input type="checkbox"/> ほとんどない (0) | <input type="checkbox"/> 時々ある (1) | <input type="checkbox"/> よくある (3) |
| 8. することに間違いが多い                  | <input type="checkbox"/> ほとんどない (0) | <input type="checkbox"/> 時々ある (1) | <input type="checkbox"/> よくある (3) |
| 9. 仕事中、強い眠気に襲われる                | <input type="checkbox"/> ほとんどない (0) | <input type="checkbox"/> 時々ある (1) | <input type="checkbox"/> よくある (3) |
| 10. やる気が出ない                     | <input type="checkbox"/> ほとんどない (0) | <input type="checkbox"/> 時々ある (1) | <input type="checkbox"/> よくある (3) |
| 11. へとへとだ(運動後を除く) <sup>※1</sup> | <input type="checkbox"/> ほとんどない (0) | <input type="checkbox"/> 時々ある (1) | <input type="checkbox"/> よくある (3) |
| 12. 朝、起きた時、ぐったりした疲れを感じる         | <input type="checkbox"/> ほとんどない (0) | <input type="checkbox"/> 時々ある (1) | <input type="checkbox"/> よくある (3) |
| 13. 以前とくらべて、疲れやすい               | <input type="checkbox"/> ほとんどない (0) | <input type="checkbox"/> 時々ある (1) | <input type="checkbox"/> よくある (3) |
| 14. 食欲がないと感じる                   | <input type="checkbox"/> ほとんどない (0) | <input type="checkbox"/> 時々ある (1) | <input type="checkbox"/> よくある (3) |

※1: へとへと: 非常に疲れて体に力がなくなったさま

【自覚症状の評価】 各々の答えの( )内の数字を全て加算してください。

合計 点

|   |      |    |      |     |       |    |       |
|---|------|----|------|-----|-------|----|-------|
| I | 0~2点 | II | 3~7点 | III | 8~14点 | IV | 15点以上 |
|---|------|----|------|-----|-------|----|-------|

## 総合判定

1.2の結果を次の表を用い、自覚症状、勤務の状況の評価から、あなたの疲労蓄積度の点数(0~7)を求めてください。

【仕事による負担度点数表】

|      |     | 勤務の状況 |   |   |   |
|------|-----|-------|---|---|---|
|      |     | A     | B | C | D |
| 自覚症状 | I   | 0     | 0 | 2 | 4 |
|      | II  | 0     | 1 | 3 | 5 |
|      | III | 0     | 2 | 4 | 6 |
|      | IV  | 1     | 3 | 5 | 7 |

| 判定 | 点 数 | 疲労蓄積度       |
|----|-----|-------------|
|    | 0~1 | 低いと考えられる    |
|    | 2~3 | やや高いと考えられる  |
|    | 4~5 | 高いと考えられる    |
|    | 6~7 | 非常に高いと考えられる |

※ 糖尿病、高血圧症等の疾患がある方は判定が正しく行われない可能性があります。

あなたの疲労蓄積度の点数は 点(0~7)

## 職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

### ●産業保健総合支援センター

全国で、事業者、産業保健スタッフ（産業医、衛生管理者など）に向けた、健康管理やメンタルヘルス対策のための個別訪問支援や専門的な相談などの対応を無料で行っています。また、産業保健スタッフへの研修や、事業者・労働者向けの啓発セミナーを開催しています。

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



### ●こころの耳（ポータルサイト）

職場におけるメンタルヘルス対策に関する最新情報や取組事例、働く方のセルフケアに役立つツール等、様々なコンテンツを提供しています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



### ●こころの耳電話相談、メール相談、SNS相談

働く方やその家族等からのメンタルヘルス不調等について無料で相談に応じています。

電話相談 0120-565-455 月～金 17:00～22:00／土・日 10:00～16:00（祝日及び年末年始を除く）

メール相談 24時間受付

SNS相談 月～金 17:00～22:00／土・日 10:00～16:00（祝日及び年末年始を除く）



### ●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を抱えていたら、相談してください。電話やSNSの相談窓口を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



## ◎過労死等防止のための取組

### ●厚生労働省 過労死等防止対策

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053725.html>



### ●過労死等防止調査研究センター（RECORDs）

過労による労働災害の解明と防止を目標に研究成果を公開しています。

<https://records.johas.go.jp/>



## ◎過労死の防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

### ●過労死等防止対策推進全国センター

<https://karoshi-boushi.net/>



### ●全国過労死を考える家族の会

<https://karoshi-kazoku.net/>



### ●過労死弁護団全国連絡会議（過労死110番全国ネットワーク）

<https://karoshi.jp/>



## ◎労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

### 労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、  
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



#### ●労働条件相談ほっとライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。日本語の他、13言語に対応しています。  
“Labour Standards Advice Hotline” Foreign language support is also available.

**0120-811-610** 平日 17:00~22:00/土・日・祝日 9:00~21:00(12/29~1/3を除く)



#### ●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者やそのご家族向け、  
事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



### ハラスメントに関するご相談は・・・

#### ●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントを含む労働問題に関するあらゆる分野について相談を受け付けています。  
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



#### ●都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



#### ●あかるい職場応援団(ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の提供を行っています。  
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



### 働き方・休み方の見直しに関する取組支援を希望する場合は・・・

#### ●働き方・休み方改善コンサルタント

労働時間、休暇・休日などに関するご相談に対し、電話のほか、個別訪問により、改善に向けた  
アドバイスを無料で行っています。

お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にお問い合わせください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



#### ●働き方・休み方改善ポータルサイト

企業や社員が「働き方」や「休み方」を自己診断することで、  
自らの「働き方」や「休み方」を「見える化」し、改善のヒントを見つけられるサイトです。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



11月は過労死等防止啓発月間です。

過労死等啓発月間には、**過重労働解消キャンペーン**を実施しています

1

### 労使の主体的な取組を促進します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

2

### 労働局長によるベストプラクティス企業の職場訪問等を実施します

都道府県労働局長が管内の企業を訪問する等により、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集し、広く紹介します。

3

### 長時間労働が疑われる事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

4

### 労働相談を実施します

11月1日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

相談無料

令和7年11月1日(土)  
9:00~17:00

なくしましょう 長い残業  
0120-794-713

11月1日~7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細 ▶ <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>



5

### 過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。\*詳細は専用ホームページをご覧ください。

参加費無料

専用ホームページ ▶ <https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>



## 11月を中心に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

\*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>

参加費無料



## 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間でもあります

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないように、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト ▶ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>





## 過重労働などに関する労働相談を受け付けます

～ 「過重労働相談受付集中期間（11月1日～7日）」・「過重労働  
解消相談ダイヤル（11月1日）」において相談に対応します ～

福島労働局（局長：<sup>おかだ なおき</sup>岡田直樹）では、全国一斉に実施する11月の「過重労働解消キャンペーン」の取組の一環として、令和7年11月1日から同年11月7日を「過重労働相談受付集中期間」とし、県内の労働基準監督署等の相談窓口において、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般に関する労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場に関する情報を受け付けます。

### 過重労働相談受付集中期間

**期 間：令和7年11月1日（土）から令和7年11月7日（金）**

**相談窓口：労働局、県内の労働基準監督署（※監督署等の連絡先は裏面参照）**

開庁日・時間：平日 8:30～17:15

※直接ご来署いただく以外に電話によるご相談も可能です。

#### 労働条件相談ほっとライン

（※過重労働相談受付集中期間以外もご利用可能です。）

対応時間・曜日：月～金 17:00～22:00

土日・祝日 9:00～21:00

電話番号：0120－811－610（フリーダイヤル）

※11月1日（土）については、「労働条件相談ほっとライン」又は下記の「過重労働解消相談ダイヤル」にご相談ください。

また、過重労働相談受付集中期間のうち、令和7年11月1日（土）を「特別労働相談受付日」として、「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、平日に勤務している労働者の方などから直接ご相談を受け付けられるよう、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般についての電話相談（無料）を実施します。

### 過重労働解消相談ダイヤル

**日 時：令和7年11月1日（土） 9:00～17:00**

フリーダイヤル：0120－<sup>なくしましょう</sup>794－<sup>長い残業</sup>713

・全国どこからでも無料でご相談いただけます。匿名でのご相談も可能です。

福島労働局では、過重労働相談受付集中期間、過重労働解消相談ダイヤル以外にも、日頃から、長時間労働、解雇、賃金不払残業など労働条件に関する疑問や不安について、労働基準部監督課（TEL：024-536-4602）のほか以下の窓口でもご相談を受け付けています。

## 1. 福島県内の労働基準監督署

[相談対応日・時間] 平日 8：30～17：15（土日・祝日、年末年始を除く）

| 監督署 | 所在地                             | 電話番号         | 管轄区域                             |
|-----|---------------------------------|--------------|----------------------------------|
| 福島  | 福島市霞町 1－46<br>福島合同庁舎 1 階        | 024-536-4611 | 福島市、二本松市、伊達市、伊達郡、相馬郡飯舘村          |
| 郡山  | 郡山市富久山町久保田愛宕 78－1               | 024-922-1370 | 郡山市、田村市、本宮市、田村郡、安達郡              |
| いわき | いわき市平字堂根町 4－11<br>いわき地方合同庁舎 4 階 | 0246-23-2255 | いわき市                             |
| 会津  | 会津若松市城前 2－10                    | 0242-26-6494 | 会津若松市、大沼郡、南会津郡、耶麻郡(猪苗代町、磐梯町)、河沼郡 |
| 須賀川 | 須賀川市旭町 204－1                    | 0248-75-3519 | 須賀川市、岩瀬郡、石川郡                     |
| 白河  | 白河市郭内 1－136<br>小峰城合同庁舎 5 階      | 0248-24-1391 | 白河市、西白河郡、東白川郡                    |
| 喜多方 | 喜多方市諏訪 91                       | 0241-22-4211 | 喜多方市、耶麻郡(西会津町、北塩原村)              |
| 相馬  | 相馬市中村字桜ヶ丘 68                    | 0244-36-4175 | 相馬市、南相馬市、相馬郡新地町                  |
| 富岡  | 双葉郡富岡町中央 2－104                  | 0240-22-3003 | 双葉郡                              |

## 2. 労働条件相談ほっとライン（電話相談）【無料】

[相談対応時間・曜日]

月～金 17：00～22：00, 土日・祝日 9：00～21：00

\*12月29日～1月3日を除く。

[電話番号] 0120-<sup>は い い</sup>811-<sup>ろう どう</sup>610（フリーダイヤル）

## 3. 労働基準関係情報メール窓口（厚生労働省ホームページ）

職場における賃金不払残業など、労働基準法などの問題がある事業場に関する情報はメールでも受け付けています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/mail\\_madoguchi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html)

労働基準 メール窓口

検 索



## 事業主の方、人事労務の方向けセミナー

就業環境整備・  
改善支援セミナー参加費  
**無料**

新規事業への進出や業態の変化、起業など、  
社会変革の時はビジネスにも変化が求められます。  
本セミナーでは、社会の変化に対応しつつ  
適正な就業環境を確保するノウハウなどを  
わかりやすく解説します。

誰もが**安心・活躍**  
できる働き方と  
**職場を目指そう!**



リアルでもオンラインでも受講可能!

## オンラインセミナー

基本から学ぼう!  
労務管理・安全衛生管理など

社会保険労務士などの専門家が  
やさしく丁寧に解説します。

- ・ZOOM開催
- ・3テーマに分けて平日開催
- ・1回 120分(休憩10分)

## リアルセミナー

明日から実践できる!  
労務管理の基本から応用まで

「就業規則の機能とその活用」など  
実践に役立つ「勘どころ」を徹底解説します。

- ・47都道府県開催
- ・120分(休憩10分)平日開催
- ・セミナー終了後個別相談会を実施(要予約)

令和7年8月から12月まで 詳細は2次元コードからご確認ください。

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/site/top>

就業環境整備・改善支援

検索

令和7年度厚生労働省委託「就業環境整備・改善支援事業」  
事務局 株式会社広済堂ネクスト/東京都港区芝浦1丁目2番3号 シーバンス5館13F  
TEL:050-8894-5990(受付 平日9:00-17:00)  
(土日・祝日およびお盆休み(8月9日～17日)、年末年始(12月27日～  
1月4日)を除く)2026年1月末日まで電話受付



ひと、くらし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare

福島会場



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

# 過労死等防止対策 推進シンポジウム



**過労死をゼロにし、健康で充実して  
働き続けることのできる社会へ**

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、  
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。

本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも  
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加無料

事前申込

日時

2025年**11月25日(火)**  
14:00~16:00 (受付13:30~)

会場

ビッグパレットふくしま  
**3階 中会議室A**  
(郡山市南二丁目52番地)

◎特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム



二次元バーコードを  
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省 後援：福島県、郡山市

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、  
福島県医師会、福島県商工会議所連合会、福島産業保健総合支援センター、福島県労働基準協会、  
福島県社会保険労務士会、福島民報社、福島民友新聞社



〔主催者挨拶・施策説明〕 福島労働局

〔基調講演〕

### 「過労死遺族や労災被災者に 対する支援について」

岩橋 誠 氏 (NPO法人POSSE スタッフ)

〔取組事例報告〕 有限会社ハシコー梱包運輸  
東北旭紙業株式会社

〔ご遺族からの声〕

大泉 淳子 氏 (宮城過労死を考える家族の会 代表)

〔閉会挨拶〕

### 岩橋 誠 氏

NPO法人POSSE スタッフ  
過労死防止大阪センター幹事  
過労死防止学会会員



2010年からPOSSEに関わり、全国から寄せられる過労死遺族や労災被災者からの相談に対応し、証拠集めや労災申請などの支援に取り組んでいる。北海道大学公共政策学センター研究員。  
共著に『外国人労働相談最前線』(岩波ブックレット)

### 会場のご案内

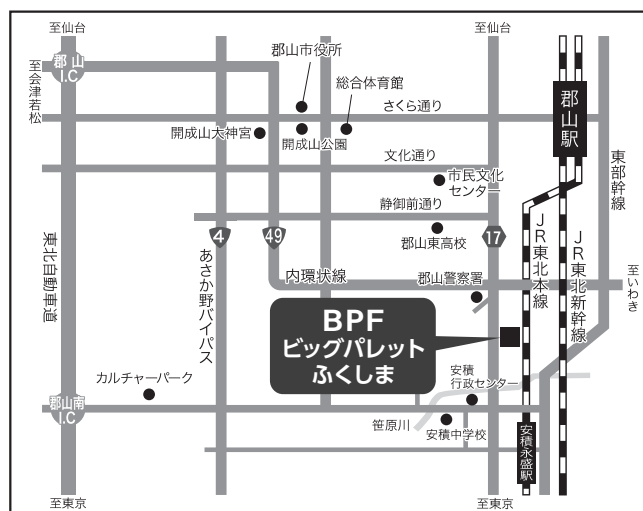
## ビッグパレットふくしま 3階 中会議室A

(郡山市南二丁目52番地)

- ・JR「安積永盛駅」より徒歩約20分(約1.5km)
- ・JR「郡山駅」西口よりバスで約15分 ※(栄町)柴宮団地行き以外にご乗車下さい。  
「1番乗り場」から乗車、「ビッグパレット」下車

### 参加申し込みについて

- ▶会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶申し込みはWebまたはFAXをお願いします。
- ▶受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
- ▶参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。



### ◎Webからのお申し込みはこちら

### 過労死等防止対策推進シンポジウム 検索

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 03-6264-6445

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。→ ☐ 同意しました。

## 過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- |                                  |                                    |                              |                                      |                              |                                |                              |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 経営者     | <input type="checkbox"/> 会社員       | <input type="checkbox"/> 公務員 | <input type="checkbox"/> 団体職員        | <input type="checkbox"/> 教職員 | <input type="checkbox"/> 医療関係者 | <input type="checkbox"/> 弁護士 |
| <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 | <input type="checkbox"/> パート・アルバイト | <input type="checkbox"/> 学生  | <input type="checkbox"/> 過労死等の当事者・家族 |                              |                                |                              |
| <input type="checkbox"/> その他 [ ] |                                    |                              |                                      |                              |                                |                              |

|        |          |       |
|--------|----------|-------|
| お名前    | ふりがな     | ふりがな  |
|        | ふりがな     | ふりがな  |
| 連絡先    | ●TEL:    | ●FAX: |
|        | ●E-mail: |       |
| 企業・団体名 |          |       |

「個人情報の取扱いについて」 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。 ・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク

電話: ☎ 0570-026-027 (ナビダイヤル)  
E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp



# 令和7年度 福島労働局「介護就職デイ」の実施予定表

※令和7年11月7～12月11日開催予定の介護関係業種の就職面接会等を掲載しています。

※内容について、変更・追加の可能性もありますので、詳細については各ハローワークにお問い合わせください。



| ハローワーク     | 電話番号<br>(問合せ先)        | 日時            |             | 開催場所                     |                     | 参加予定<br>事業所<br>(●社) | 参加対象者 |             |              | 内容・備考                                                                            |
|------------|-----------------------|---------------|-------------|--------------------------|---------------------|---------------------|-------|-------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------|
|            |                       |               |             |                          |                     |                     | 一般    | 高校卒業<br>予定者 | 大学等卒業<br>予定者 |                                                                                  |
| ハローワーク須賀川  | 0248-76-8609          | 11月7日         | 13:30～16:00 | 須賀川市労働福祉会館 大会議室          | 須賀川市茶畑町65番地         | 8                   | ○     | ○           | ○            | 介護事業所による全体説明と相談ブースにおける事業所と求職者の個別面談、訓練施設担当者との資格取得に関する相談等<br>事前申込制（当日参加可）          |
| ハローワーク小名浜  | 0246-54-6666          | 11月7日         | 9:30～11:30  | ハローワーク小名浜 2階会議室          | いわき市小名浜大原字六反田65-3   | 1                   | ○     |             |              | 企業説明会&ミニ面接会、事前申込制（当日参加可）                                                         |
|            |                       |               | 14:00～16:00 |                          |                     | 1                   | ○     |             |              |                                                                                  |
| ハローワーク会津若松 | 0242-26-3333          | 11月7日         | 13:00～16:00 | アピオスペース 大会議室             | 会津若松市インター西90        | 6                   | ○     | ○           | ○            | 就職相談・面接会 事前申込制（当日申込可）                                                            |
| ハローワーク喜多方  | 0241-22-4111          | 11月12日～21日    | 10:00～16:00 | 各施設での見学会                 |                     | 6                   | ○     | ○           | ○            | 就職面接会以降、参加企業6社の施設見学会を予定（就職面接会参加者限定） 日時は各施設毎異なる                                   |
| ハローワーク相双   | 0244-24-3531          | 11月11日        | 10:00～11:40 | ハローワーク相双 大会議室            | 南相馬市原町区桜井町1-127     | 1                   | ○     |             |              | しごとのミニ相談会（福祉・介護説明・相談会）<br>事前予約制・当日参加可能                                           |
|            |                       | 11月12日        | 10:00～11:40 |                          |                     | 1                   | ○     |             |              |                                                                                  |
|            |                       |               | 14:00～15:40 |                          |                     | 1                   |       |             |              |                                                                                  |
|            |                       | 11月18日        | 10:00～11:40 |                          |                     | 1                   | ○     |             |              |                                                                                  |
| ハローワーク二本松  | 0243-23-0343          | 11月12日        | 10:00～16:00 | ハローワーク二本松 会議室            | 二本松市若宮二丁目162-5      | 4                   | ○     | —           | ○            | 午前・午後2部制の事業所入替で各2社計4社予定<br>事業所の事業内容説明後、応募希望者は面接に移行<br>事前申込制（当日申込可） 今後、日程追加の可能性あり |
|            |                       | 11月10日～14日    | 10:00～16:00 | 各施設での見学会                 |                     |                     | ○     | —           | ○            | 求職者が見学可能な施設に訪問し見学を行う（事前申込制）<br>施設見学可能施設に希望者が訪問し施設見学を行う                           |
| ハローワーク富岡   | 0240-22-3121          | 11月12日        | 9:30～11:30  | ハローワーク富岡 2階会議室           | 双葉郡富岡町大字小浜字大膳町109-1 | 1                   | ○     |             |              | 事前予約制・当日申込可                                                                      |
| ハローワーク勿来   | 0246-63-3171          | 11月13日        | 9:30～11:30  | ハローワーク勿来 2階会議室           | いわき市東田町1-28-3       | 1                   | ○     |             |              | 企業説明会&ミニ面接会、事前予約制（当日参加可）                                                         |
|            |                       |               | 14:00～16:00 |                          |                     | 1                   | ○     |             |              |                                                                                  |
| ハローワーク白河   | 0248-24-1256          | 11月13日        | 13:30～15:30 | ハローワーク白河 地下会議室           | 白河市郭内1-136          | 4                   | ○     | —           | ○            | 介護職ミニ面接相談会 第一部：介護職で働いている人の声を聞いてみよう 第二部：ミニ面接相談会 事前予約制                             |
|            |                       | 10月30日～11月12日 | : ~ :       | 各事業所での見学会                |                     |                     | ○     | —           | ○            | 面接会参加事業所のうち受け入れ可能な事業所については、面接会前日までに施設見学会を実施予定（面接会参加者限定）                          |
| ハローワーク南会津  | 0241-62-1101          | 11月13日        | 10:00～11:00 | ハローワーク南会津 2階会議室          | 南会津郡南会津町田島字行司12     | 1                   | ○     |             |              | 説明会・面接会（事前申込制）                                                                   |
|            |                       | 12月11日        | 10:00～11:00 |                          |                     | 1                   | ○     |             |              | 説明会・面接会（事前申込制）                                                                   |
| ハローワーク福島   | 024-534-4121<br>(46#) | 11月14日        | 13:30～15:30 | コラッセふくしま4階<br>多目的ホール他    | 福島市三河南町1-20         | 40                  | ○     | —           | ○            | 就職面接会（最大40社予定）・（事前申込制、当日の参加可）                                                    |
| ハローワークいわき  | 0246-23-1421<br>(41#) | 11月14日        | 13:30～15:00 | ハローワークいわき 5階会議室          | いわき市平字堂根町4-11       | 5                   | ○     |             |              | 事前予約制、当日参加可                                                                      |
| ハローワーク郡山   | 024-942-8609<br>(41#) | 11月18日        | 14:00～16:00 | ビッグパレットふくしま<br>多目的展示ホールB | 郡山市南2丁目52番地         | 40                  | ○     | ○           | ○            | 約40事業所が参加。求職者は面談を希望する事業所のブースを訪問し、個別面談を行う。 事前申込制（当日参加可）                           |
| ハローワーク相馬   | 0244-36-0211          | 11月18日        | 10:00～12:00 | ハローワーク相馬 1階会議室           | 相馬市中村1-12-1         | 1                   | ○     |             |              | 説明会（しごとのミニ相談会）                                                                   |
|            |                       | 11月19日        | 9:30～12:00  |                          |                     | 1                   | ○     |             |              | 事前予約制（当日申込可）                                                                     |



今年もやります！  
～第3弾～

資料No.3

参加無料  
要予約

# 知って活用！

## ～事業主のための助成金セミナー～

事業主・経済団体のみなさまへ

助成金を活用し、従業員の**処遇改善・人材育成**を図りませんか？

福島労働局では事業主の方へ活用頂ける助成金を

多数扱っております。今回はその中でも、

- ・ **キャリアアップ助成金**

- ・ **人材開発支援助成金**の制度説明と  
活用事例をご紹介します。

この機会にぜひお越しください。



予約フォームはこちらから

### 開催日程

### オンライン開催 (Zoom使用)

| 月 日                                   | 時 間         | 参加事業所数 |
|---------------------------------------|-------------|--------|
| 令和7年11月13日(木)<br>※申込締切: 令和7年11月6日(木)  | 13:30～15:00 | 90事業所  |
| 令和7年11月27日(木)<br>※申込締切: 令和7年11月20日(木) | 13:30～15:00 | 90事業所  |

### [申込先]

上記二次元コード（福島労働局ホームページ）から申込みください。  
セミナー資料は、後日、福島労働局ホームページへ掲載します。



福島労働局HP

### [問合せ先]

- 福島労働局職業安定部職業対策課助成金センター（キャリアアップ助成金）  
〒960-8035 福島市本町5番8号 福島第一生命ビル3階  
TEL 024-529-5682
- 福島労働局職業安定部職業対策課（人材開発支援助成金）  
〒960-8112 福島市花園町5番46号 福島第二地方合同庁舎3階  
TEL 024-529-5409

事業主の皆さまへ

## 育児・介護休業法（令和7年10月施行部分）及び 両立支援等助成金（令和7年10月施行柔軟な働き方選択制度等支援コース）等のご案内

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などを内容とする育児・介護休業法の改正がなされました。このリーフレットでは令和7年10月からの法施行内容や両立支援等助成金の10月施行内容などについてご案内します。

### 令和7年10月施行の法改正内容

#### 1. 柔軟な働き方を実現するための措置等

##### (1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

事業主は、3歳から小学校就学前までの子を養育する労働者に対して、以下5つの措置の中から**2つ以上の措置を選択し講ずる必要があります**。

|                                       |                                                                                     |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 始業時刻等の変更の措置                           | 次のいずれかの措置（一日の所定労働時間を変更しないこと）<br>① フレックスタイム制、<br>② 始業または終業の時刻を繰り上げまたは繰り下げる制度（時差出勤制度） |
| テレワーク等                                | 一日の所定労働時間を変更せず月に10日以上 <b>時間単位</b> で利用できるもの                                          |
| 保育施設の設置運営等                            | 保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜を供与するもの                                                         |
| 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇の付与（養育両立支援休暇） | 一日の所定労働時間を変更せず年に10日以上 <b>原則時間単位</b> で取得できるもの                                        |
| 短時間勤務制度                               | 一日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含むもの                                                           |

##### (2) 柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

3歳未満の子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として**(1)で選択した制度（対象措置）に関する以下の事項の周知と制度利用の意向確認を個別に行わなければなりません**。

|              |                                                                                        |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 周知時期         | 労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間<br>（1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで）                         |
| 周知事項         | ① 事業主が(1)で選択した対象措置(2つ以上)の内容<br>② 対象措置の申出先(例:人事部など)<br>③ 所定外労働(残業免除)・時間外労働・深夜業の制限に関する制度 |
| 個別周知・意向確認の方法 | ①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか<br>※①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ                          |

2. 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

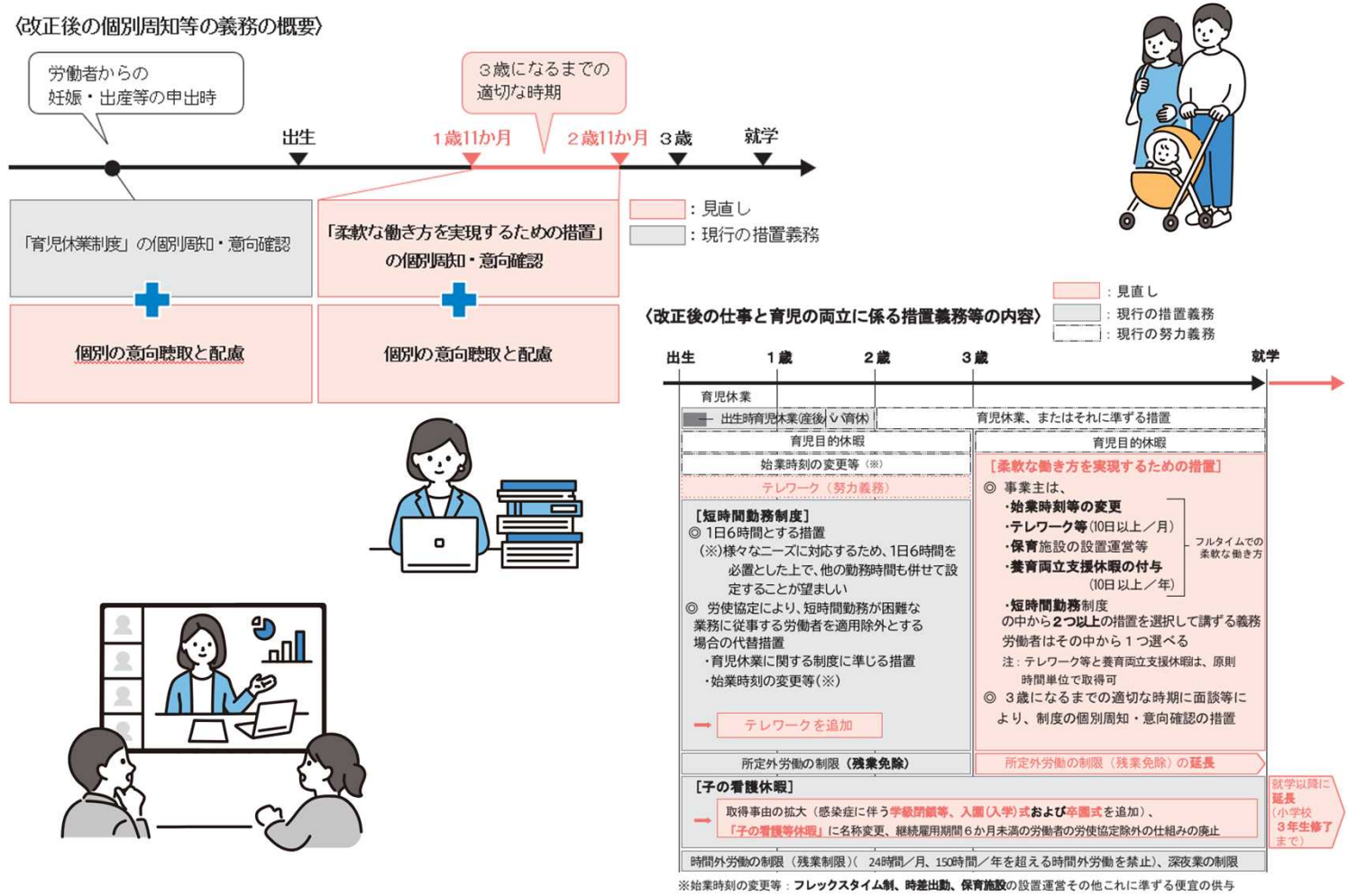
(1) 妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

|         |                                                                                                  |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 意向聴取の時期 | ① 労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき<br>② 労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間<br>(1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで) |
| 聴取内容    | ① 勤務時間帯(始業及び終業の時刻)<br>② 勤務地(就業の場所)<br>③ 両立支援制度等の利用期間<br>④ 仕事と育児の両立に資する就業の条件(業務量、労働条件の見直し等)       |
| 意向聴取の方法 | ①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか<br>※①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ                                    |

(2) 聴取した労働者の意向についての配慮

事業主は、(1)により聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません。



- 改正法施行に伴い、両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）が新しくなります。
- 対象となる中小企業事業主の皆様におかれては、育休中等業務代替支援コース、出生時両立支援コースなどとともに、積極的な活用をご検討ください。

## 柔軟な働き方選択制度等支援コースが新しくなります

育児を行う労働者の柔軟な働き方を可能とする制度を3つ以上導入し、制度を利用した労働者に対する支援を行った場合等の助成です。

### 令和7年10月からは

- 改正法に基づき、事業主は、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置を2つ以上選択し講ずる必要があることを踏まえ、



- ① 制度（※）を**3つ導入**し、対象労働者が制度を利用した場合 **20万円**  
制度（※）を**4つ以上導入**し、対象労働者が制度を利用した場合 **25万円**

となります。

※3歳以降小学校就学前までの子を養育する労働者が利用できる、次の制度。

- フレックスタイム制度or時差出勤制度
- 育児のためのテレワーク等
- 柔軟な働き方を実現するための短時間勤務制度
- 保育サービスの手配及び費用補助
- 養育両立支援休暇制度

なお、支給対象は**1事業主5人**までです。  
異なる制度を同一期間に利用した場合、利用実績を合算することはできません。

- そのほかの助成対象となる取組みについては次のとおりです。

- ② **法で求める内容を上回る有給の子の看護等休暇制度（※※）の整備** **30万円**

※※子の看護等休暇（育児・介護休業法第16条の2）であって、次のいずれにも該当する制度。

- 有給休暇（年次有給休暇として与えられるものを除く。）であること
- 1つの年度において10日以上が付与されるものであること
- 時間単位で取得でき、始業・終業時刻と連続しない「中抜け」ができる制度であること
- 一日の所定労働時間を変更することなく利用できるものであること

- ③ ①や②の制度について**中学校修了までの子を養育する労働者が利用できるものとした場合** **20万円加算**
- ④ 育児休業取得状況等の情報を指定のWEBサイト上で公開した場合 **2万円加算（変更なし）**



## 育休中等業務代替支援コースの活用も併せてご検討ください

育休中等業務代替支援コースは、

- 育休取得者や短時間勤務者の業務を代替する労働者に手当支給
  - 育休取得者の業務代替要員を新規雇用または派遣で受入をした場合の助成金です。
- 労働者が職場に気兼ねなく育休取得できるような業務体制整備に取り組む事業主を支援しています。

例えば



育休取得者の業務を代替する労働者に手当支給



業務代替要員を新規雇用により確保

- 業務体制整備経費：6万円（外部の専門事業者に委託した場合は20万円）
- 業務代替者に支給した手当の総額の3/4（上限計10万円/月、12ヶ月まで）

- 業務代替した期間に応じて、9万円～67.5万円

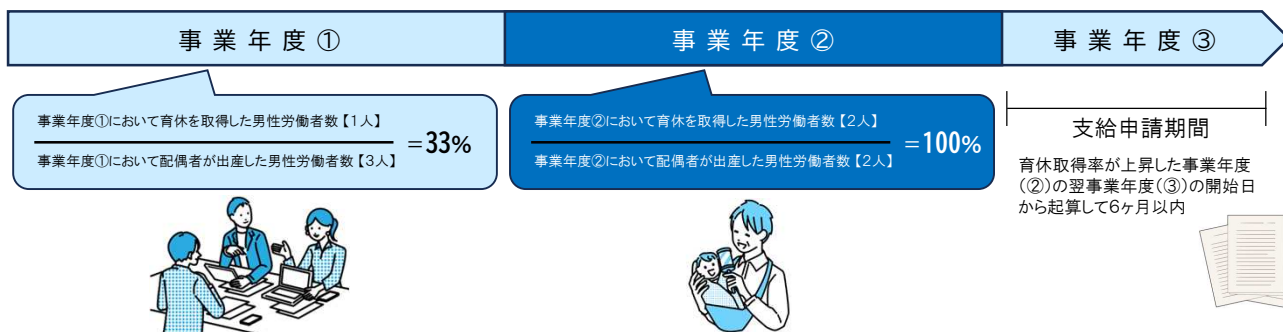
## 男性育休取得率アップで出生時両立支援コースが申請可能

出生時両立支援コースは、

- 出生後の8週間以内に男性労働者が育児休業を取得
  - 男性の育児休業取得率の上昇等
- の場合の助成金です。

例えば

育休取得率「30ポイント以上UP & 50%以上達成」で 60万円 支給



※各コースの詳しい支給の要件や手続、支給申請期間については、厚生労働省のHPをご参照いただくか、本社等所在地を管轄する都道府県労働局（申請先）へお問い合わせください。



令和 7 年 職場における熱中症による死傷災害の発生状況（福島県）  
（令和 7 年 9 月 30 日時点速報値）

福島労働局

1. 職場における熱中症による死傷者数の推移

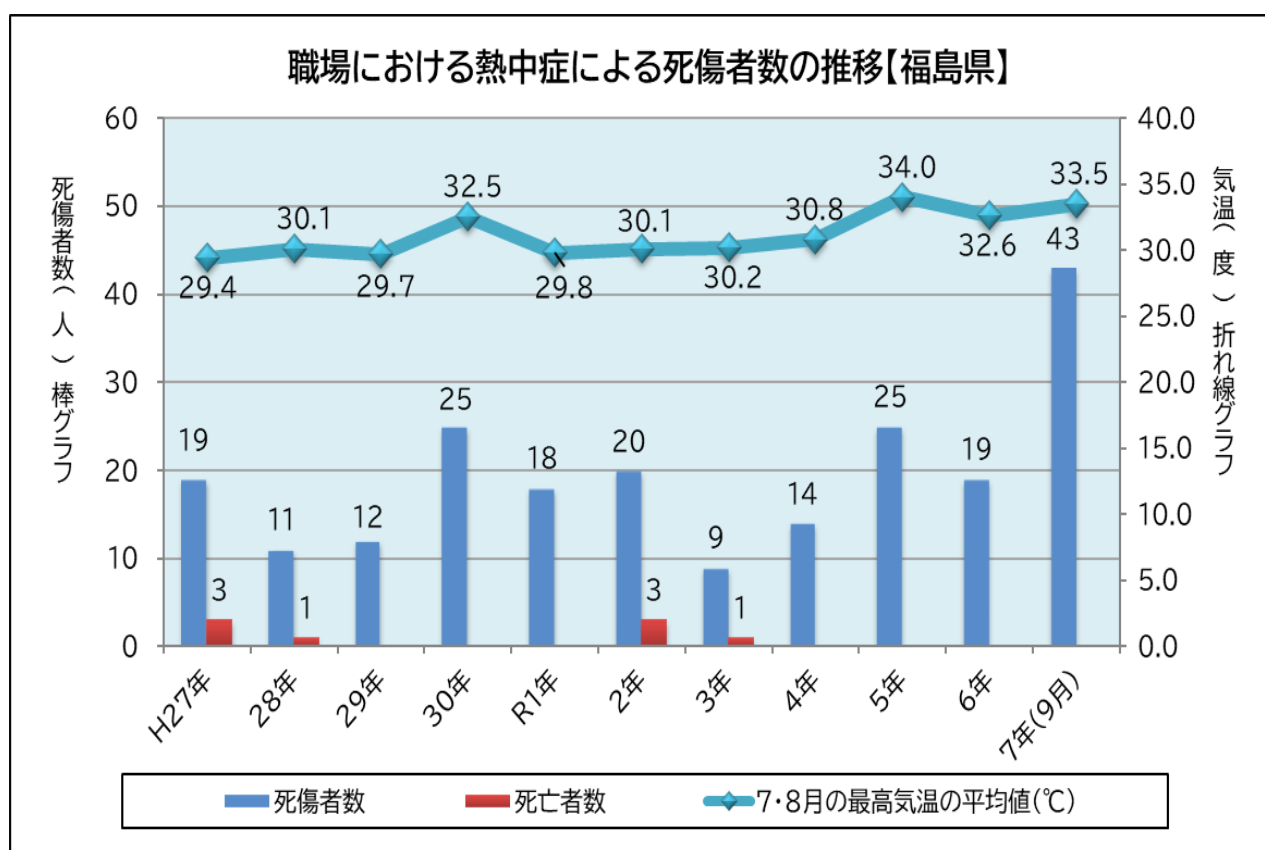
職場における熱中症による死傷者数の推移（平成 26 年～令和 7 年）

（人）

| H26 年 | H27 年 | H28 年 | H29 年 | H30 年 | R1 年 | R2 年 | R3 年 | R4 年 | R5 年 | R6 年 | R7 年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|
| 18    | 19    | 11    | 12    | 25    | 18   | 20   | 9    | 14   | 25   | 19   | 43   |
| (1)   | (3)   | (1)   |       |       |      | (3)  | (1)  |      |      |      |      |

※令和 7 年の件数は、令和 7 年 9 月 30 日時点の速報値である。

※（ ）内の数値は死亡者数で内数である。



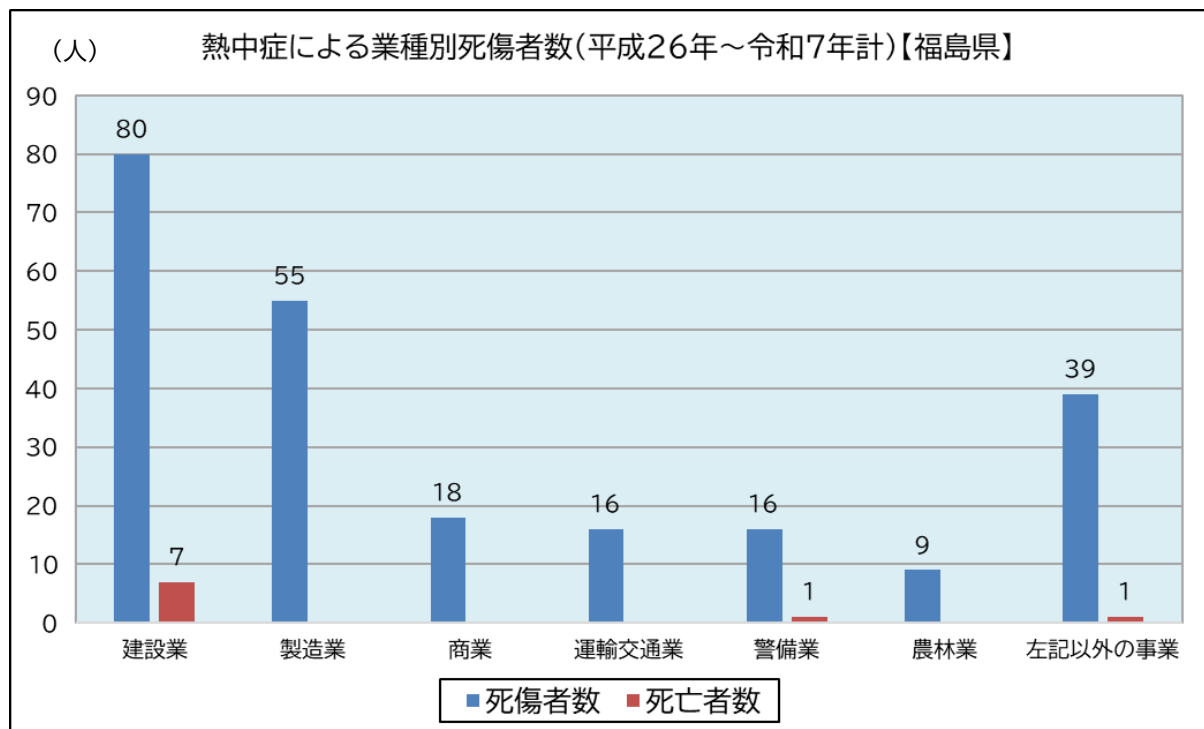
## 2. 業種別発生状況（平成 26 年～令和 7 年）

熱中症による死傷者数の業種別の状況（平成 26 年～令和 7 年）（人）

|       | 建設業       | 製造業       | 商業        | 運輸交通業     | 警備業       | 農林業      | 左記以外の事業   | 計          |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|------------|
| H26 年 | 7<br>(1)  | 3         | 2         | 1         |           | 1        | 4<br>(1)  | 18<br>(1)  |
| H27 年 | 10<br>(3) | 4         |           |           | 1         |          | 4         | 19<br>(3)  |
| H28 年 | 5<br>(1)  | 3         | 1         | 1         | 1         |          |           | 11<br>(1)  |
| H29 年 | 5         | 4         | 1         | 1         | 1         |          |           | 12<br>(0)  |
| H30 年 | 10        | 3         | 3         | 1         | 1         | 3        | 4         | 25<br>(0)  |
| R1 年  | 5         | 7         |           | 1         | 1         |          | 4         | 18<br>(0)  |
| R2 年  | 7<br>(3)  | 6         | 2         | 3         | 1         |          | 1         | 20<br>(3)  |
| R3 年  | 4         | 1         | 1         |           | 1<br>(1)  |          | 2         | 9<br>(1)   |
| R4 年  | 3         | 2         | 2         | 2         | 1         | 1        | 3         | 14<br>(0)  |
| R5 年  | 8         | 5         | 1         | 1         | 4         | 1        | 5         | 25<br>(0)  |
| R6 年  | 5         | 7         |           | 4         |           | 1        | 2         | 19<br>(0)  |
| R7 年  | 11        | 10        | 5         | 1         | 4         | 2        | 10        | 43<br>(0)  |
| 計     | 80<br>(7) | 55<br>(0) | 18<br>(0) | 16<br>(0) | 16<br>(1) | 9<br>(0) | 39<br>(1) | 233<br>(9) |

※令和 7 年の件数は、令和 7 年 9 月 30 日時点の速報値である。

※（ ）内の数値は死亡者数で内数である。



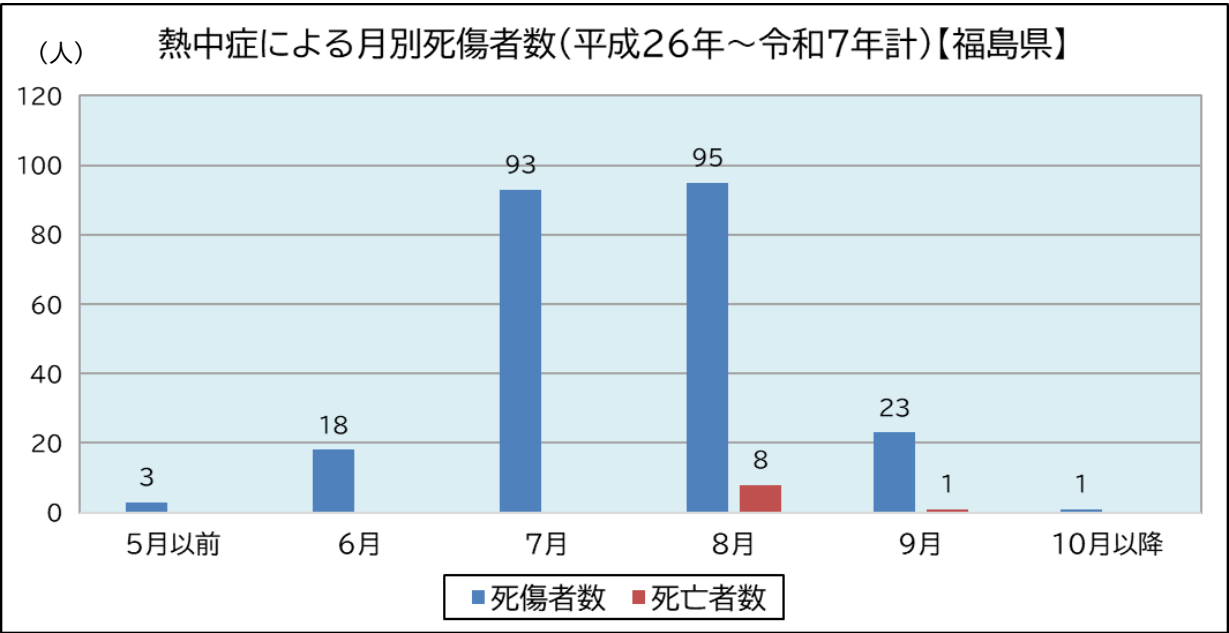
### 3. 月・時間帯別発生状況（平成 26 年～令和 7 年）

#### （1）月別発生状況

熱中症による死傷者数の月別の状況（平成 26 年～令和 7 年） (人)

| 月     | 5 月以前    | 6 月       | 7 月       | 8 月       | 9 月       | 10 月以降   | 計          |
|-------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|------------|
| H26 年 |          | 1         |           | 7<br>(1)  | 10        |          | 18<br>(1)  |
| H27 年 | 1        | 1         | 11        | 6<br>(3)  |           |          | 19<br>(3)  |
| H28 年 |          | 1         | 4         | 5         | 1<br>(1)  |          | 11<br>(1)  |
| H29 年 |          |           | 9         | 3         |           |          | 12<br>(0)  |
| H30 年 | 1        | 2         | 16        | 5         | 1         |          | 25<br>(0)  |
| R1 年  |          |           | 5         | 13        |           |          | 18<br>(0)  |
| R2 年  | 1        |           | 1         | 17<br>(3) | 1         |          | 20<br>(3)  |
| R3 年  |          | 1         | 1         | 7<br>(1)  |           |          | 9<br>(1)   |
| R4 年  |          | 1         | 6         | 5         | 1         | 1        | 14<br>(0)  |
| R5 年  |          | 1         | 12        | 10        | 2         |          | 25<br>(0)  |
| R6 年  |          | 1         | 10        | 5         | 3         |          | 19<br>(0)  |
| R7 年  |          | 9         | 18        | 12        | 4         |          | 43<br>(0)  |
| 計     | 3<br>(0) | 18<br>(0) | 93<br>(0) | 95<br>(8) | 23<br>(1) | 1<br>(0) | 233<br>(9) |

※令和 7 年の件数は、令和 7 年 9 月 30 日時点の速報値である。  
 ※5 月以前は 1 月から 5 月まで、10 月以降は 10 月から 12 月までを指す。  
 ※（ ）内の数値は死亡者数で内数である。



(2) 時間帯別発生状況（平成 26 年～令和 7 年）

熱中症による死傷者数の時間帯別の状況（平成 26 年～令和 7 年）

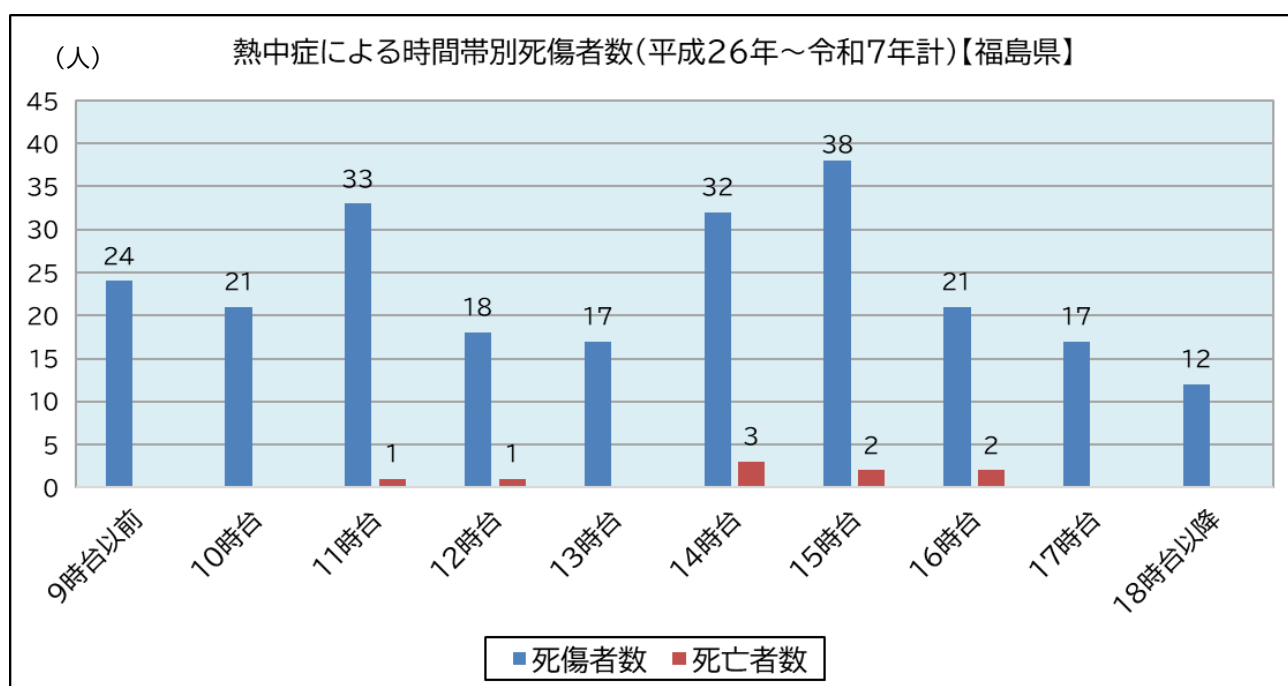
(人)

|       | 9 時台<br>以前 | 10 時<br>台 | 11 時<br>台 | 12 時<br>台 | 13 時<br>台 | 14 時<br>台 | 15 時<br>台 | 16 時<br>台 | 17 時<br>台 | 18 時<br>台<br>以降 | 計          |
|-------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------------|------------|
| H26 年 | 2          | 1         | 1<br>(1)  | 1         | 3         | 3         | 1         | 3         | 2         | 1               | 18<br>(1)  |
| H27 年 | 2          | 2         | 1         | 2         | 1         | 5<br>(1)  | 3<br>(1)  | 1<br>(1)  | 1         | 1               | 19<br>(3)  |
| H28 年 | 1          |           |           | 2         |           | 3<br>(1)  | 3         |           | 1         | 1               | 11<br>(1)  |
| H29 年 | 1          | 1         | 1         | 2         |           |           | 1         | 2         | 1         | 3               | 12<br>(0)  |
| H30 年 | 2          | 5         | 2         | 2         | 2         | 2         | 4         | 2         | 1         | 3               | 25<br>(0)  |
| R1 年  | 1          |           | 2         | 2         | 1         | 7         | 2         | 2         |           | 1               | 18<br>(0)  |
| R2 年  | 4          |           | 3         | 3<br>(1)  | 3         | 4<br>(1)  | 3<br>(1)  |           |           |                 | 20<br>(3)  |
| R3 年  | 1          | 1         | 2         |           |           |           | 2         | 1<br>(1)  | 2         |                 | 9<br>(1)   |
| R4 年  | 2          |           | 3         | 1         |           |           | 2         | 2         | 3         | 1               | 14<br>(0)  |
| R5 年  | 2          | 2         | 6         | 2         | 1         | 2         | 5         | 3         | 2         |                 | 25<br>(0)  |
| R6 年  | 3          | 3         | 1         | 1         | 1         | 3         | 4         |           | 3         |                 | 19<br>(0)  |
| R7 年  | 3          | 6         | 11        |           | 5         | 3         | 8         | 5         | 1         | 1               | 43<br>(0)  |
| 計     | 24<br>(0)  | 21<br>(0) | 33<br>(1) | 18<br>(1) | 17<br>(0) | 32<br>(3) | 38<br>(2) | 21<br>(2) | 17<br>(0) | 12<br>(0)       | 233<br>(9) |

※令和 7 年の件数は、令和 7 年 9 月 30 日時点の速報値である。

※9 時台以前は 0 時台から 9 時台まで、18 時台以降は 18 時台から 23 時台までを指す。

※（ ）内の数値は死亡者数で内数である。



#### 4. 年齢別発生状況（平成 26 年～令和 7 年）

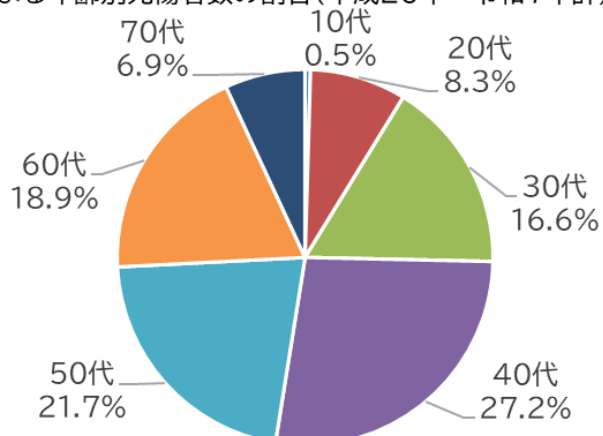
熱中症による死傷者数の業種別の状況（平成 26 年～令和 7 年）（人）

|       | 10 代     | 20 代      | 30 代      | 40 代      | 50 代      | 60 代      | 70 代      | 80 歳<br>以上 | 計          |
|-------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| H26 年 |          | 2         | 6         | 4<br>(1)  | 3         | 2         | 1         |            | 18<br>(1)  |
| H27 年 |          | 2         | 3<br>(1)  | 5<br>(1)  | 4<br>(1)  | 5         |           |            | 19<br>(3)  |
| H28 年 |          | 2         | 2<br>(1)  | 3         | 3         |           | 1         |            | 11<br>(1)  |
| H29 年 | 1        | 1         | 2         | 5         | 1         | 1         | 1         |            | 12<br>(0)  |
| H30 年 |          | 1         | 3         | 4         | 12        | 5         |           |            | 25<br>(0)  |
| R1 年  |          | 1         | 2         | 4         | 7         | 2         | 2         |            | 18<br>(0)  |
| R2 年  |          | 3         | 1         | 7<br>(2)  | 2         | 7<br>(1)  |           |            | 20<br>(3)  |
| R3 年  |          | 1         | 2         | 5<br>(1)  | 1         |           |           |            | 9<br>(1)   |
| R4 年  |          |           | 2         | 5         |           | 6         | 1         |            | 14<br>(0)  |
| R5 年  |          |           | 3         | 6         | 6         | 5         | 5         |            | 25<br>(0)  |
| R6 年  |          | 2         | 4         | 3         | 5         | 3         | 2         |            | 19<br>(0)  |
| R7 年  | 1        | 5         | 8         | 11        | 6         | 10        | 2         |            | 43<br>(0)  |
| 計     | 2<br>(0) | 20<br>(0) | 38<br>(2) | 62<br>(5) | 50<br>(1) | 46<br>(1) | 15<br>(0) | 0<br>(0)   | 233<br>(9) |

※令和 7 年の件数は、令和 7 年 9 月 30 日時点の速報値である。

※（ ）内の数値は死亡者数で内数である。

熱中症による年齢別死傷者数の割合(平成26年～令和7年計)【福島県】





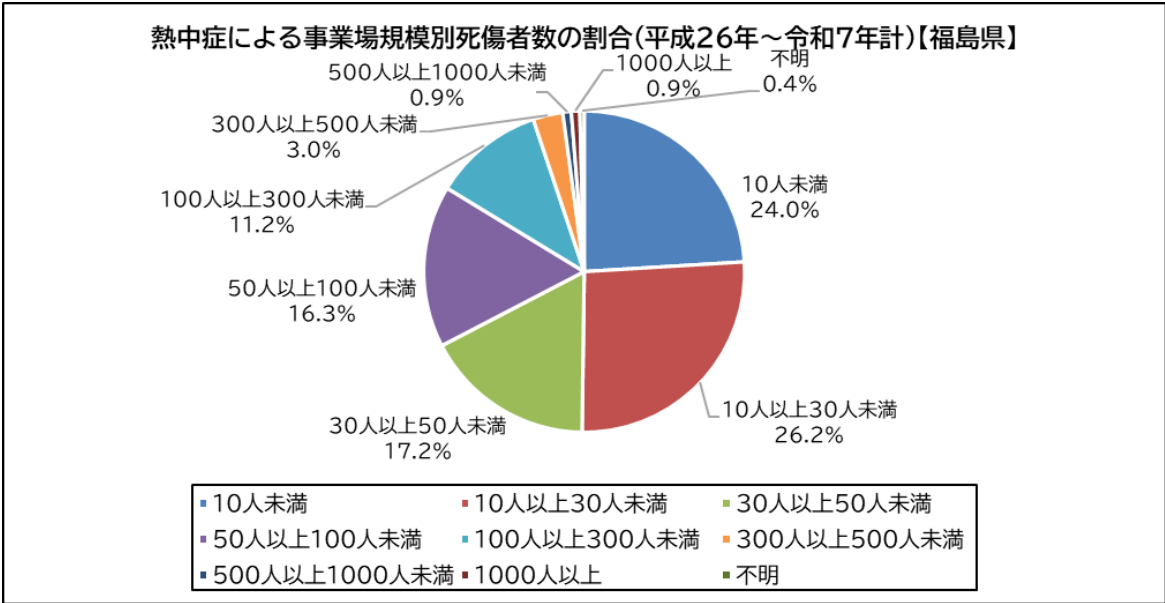
5. 事業場規模別発生状況（平成 26 年～令和 7 年）

熱中症による死傷者数の事業場規模別の状況（平成 26 年～令和 7 年） (人)

|       | 10 人未満    | 10 人以上<br>30 人未満 | 30 人以上<br>50 人未満 | 50 人以上<br>100 人未満 | 100 人以上<br>300 人未満 | 300 人以上<br>500 人未満 | 500 人以上<br>1000 人未満 | 1000 人以上 | 不明       | 計          |
|-------|-----------|------------------|------------------|-------------------|--------------------|--------------------|---------------------|----------|----------|------------|
| H26 年 | 3         | 3<br>(1)         | 7                | 3                 | 1                  | 1                  |                     |          |          | 18<br>(1)  |
| H27 年 | 7<br>(3)  | 6                | 2                | 1                 | 2                  | 1                  |                     |          |          | 19<br>(3)  |
| H28 年 | 1         | 3<br>(1)         | 3                | 3                 |                    |                    | 1                   |          |          | 11<br>(1)  |
| H29 年 | 2         | 2                | 2                | 4                 | 1                  |                    |                     |          | 1        | 12<br>(0)  |
| H30 年 | 10        | 8                | 3                | 1                 | 1                  | 2                  |                     |          |          | 25<br>(0)  |
| R 元年  | 4         | 6                | 2                | 4                 | 2                  |                    |                     |          |          | 18<br>(0)  |
| R2 年  | 4<br>(2)  | 4<br>(1)         | 5                | 3                 | 4                  |                    |                     |          |          | 20<br>(3)  |
| R3 年  | 5         | 1<br>(1)         |                  | 2                 | 1                  |                    |                     |          |          | 9<br>(1)   |
| R4 年  | 3         | 2                | 2                | 2                 | 3                  | 1                  | 1                   |          |          | 14<br>(0)  |
| R5 年  | 4         | 9                | 3                | 3                 | 5                  | 1                  |                     |          |          | 25<br>(0)  |
| R6 年  | 3         | 3                | 6                | 4                 | 3                  |                    |                     |          |          | 19<br>(0)  |
| R7 年  | 10        | 14               | 5                | 8                 | 3                  | 1                  |                     | 2        |          | 43<br>(0)  |
| 計     | 56<br>(5) | 61<br>(4)        | 40<br>(0)        | 38<br>(0)         | 26<br>(0)          | 7<br>(0)           | 2<br>(0)            | 2<br>(0) | 1<br>(0) | 233<br>(9) |

※令和 7 年の件数は、令和 7 年 9 月 30 日時点の速報値である。

※（ ）内の数値は死亡者数で内数である。



令和7年10月31日

## 【照会先】

福島労働局職業安定部職業安定課  
課長 管家 孝弘  
課長補佐 阿部 一広  
地方職業指導官 山下 喬弘  
若年者雇用対策係主任 元木 沢 ななみ  
電話 024-529-5396 (直通)



福島労働局職業安定部・ハローワーク  
公式マスコットキャラクター「福まる」

報道関係者 各位

## 令和8年3月新規高等学校卒業者の職業紹介状況

【令和7年9月末現在】

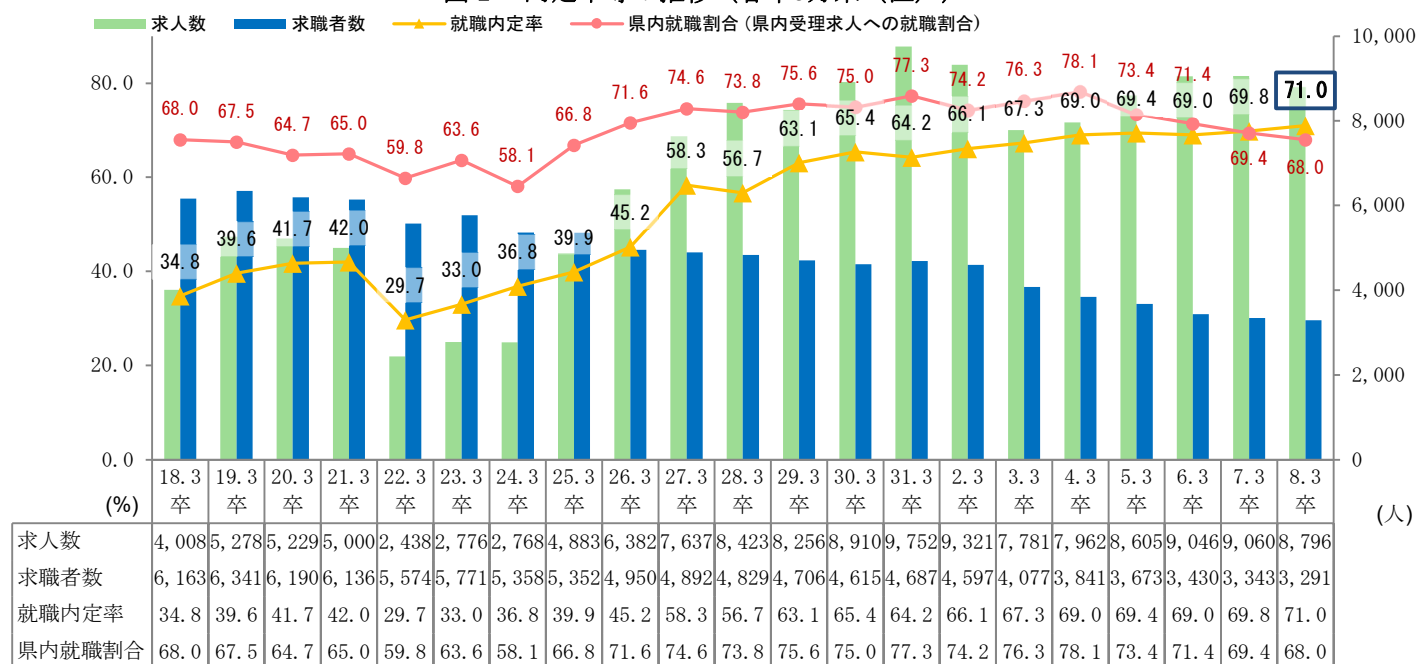
福島労働局（局長 岡田 直樹）は、令和8年3月に高等学校を卒業する生徒について、令和7年9月末現在における職業紹介状況を取りまとめました。

## 【概要】

- |                |             |                    |
|----------------|-------------|--------------------|
| 1 就職内定率        | 71.0%（前年同月比 | 1.2ポイントの増）【図1：別表1】 |
| 2 就職内定者数       | 2,335人（同    | 増減なし）【別表1】         |
| 3 就職未内定者数      | 956人（同      | 5.2%の減）【別表1】       |
| 4 求人数          | 8,796人（同    | 2.9%の減）【図2：別表1】    |
| 5 県内受理求人への就職割合 | 68.0%（同     | 1.4ポイントの減）【別表1】    |

注 本データは福島労働局管内における学校・ハローワークの紹介を希望する生徒の状況を取りまとめたものです。  
令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により選考開始日が1ヶ月遅れたため、10月末の数値となります。

図1 内定率等の推移（各年9月末（注））



(注) 3.3 卒については、新型コロナウイルス感染症の影響により選考開始日が1ヶ月遅れたため、令和2年10月末現在の数値となります。

## 《参考資料》

別表1 「新規高等学校卒業者の求人・求職状況の推移（各年9月末、令和2年10月末現在）」

別表2 「新規高等学校卒業者の地域別求人・求職状況（各年9月末、令和2年10月末現在）」

別表3 「新規高等学校卒業者の月別求人・求職状況」

別表4 「新規高等学校卒業者の産業・職業・規模別 求人状況（9月末現在）」

別表5 「新規学校卒業者の安定所別職業紹介状況（9月末現在）」

図2 求人受理状況の推移

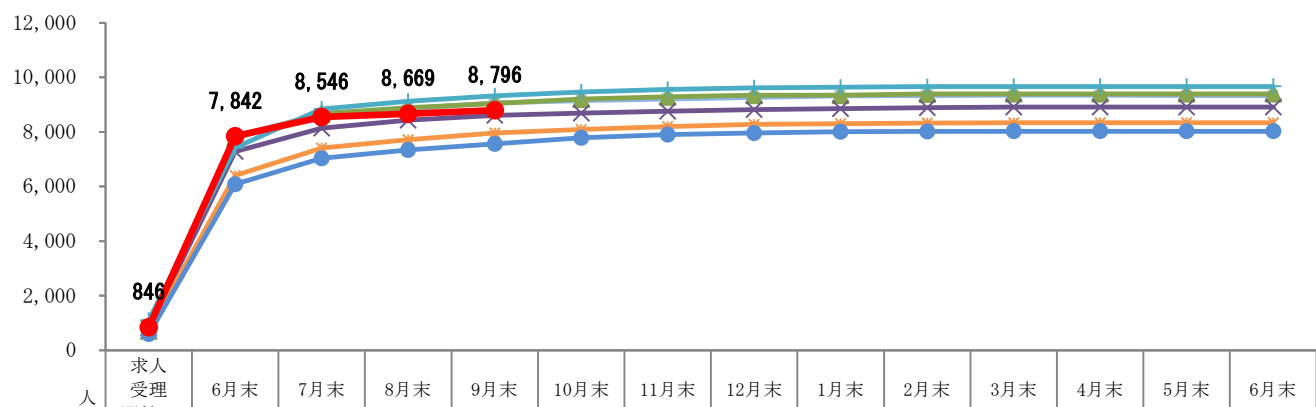


図3 産業別求人受理状況（9月末現在）

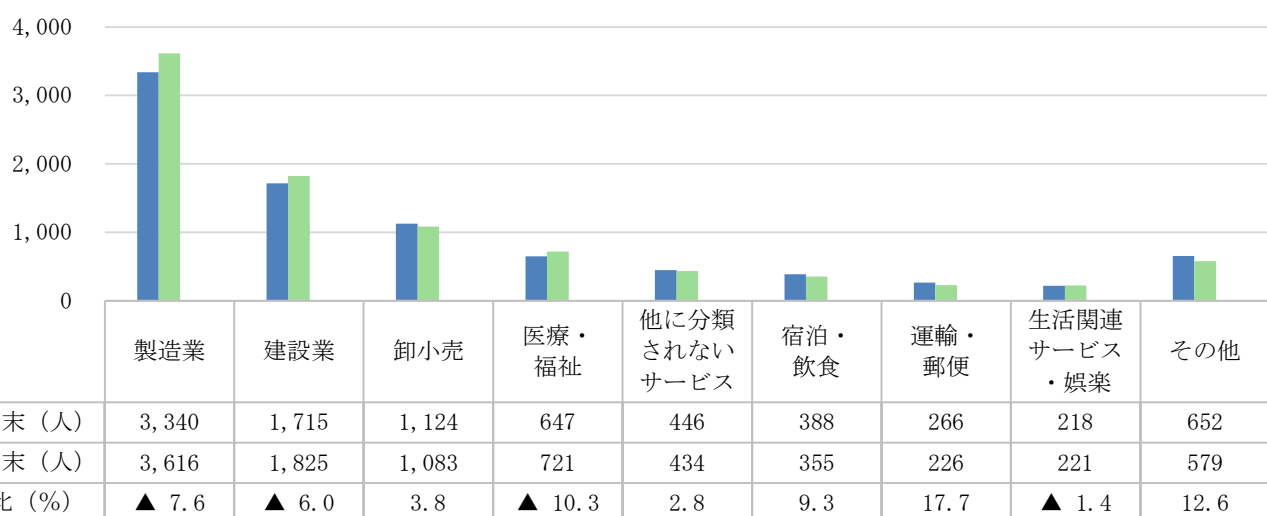
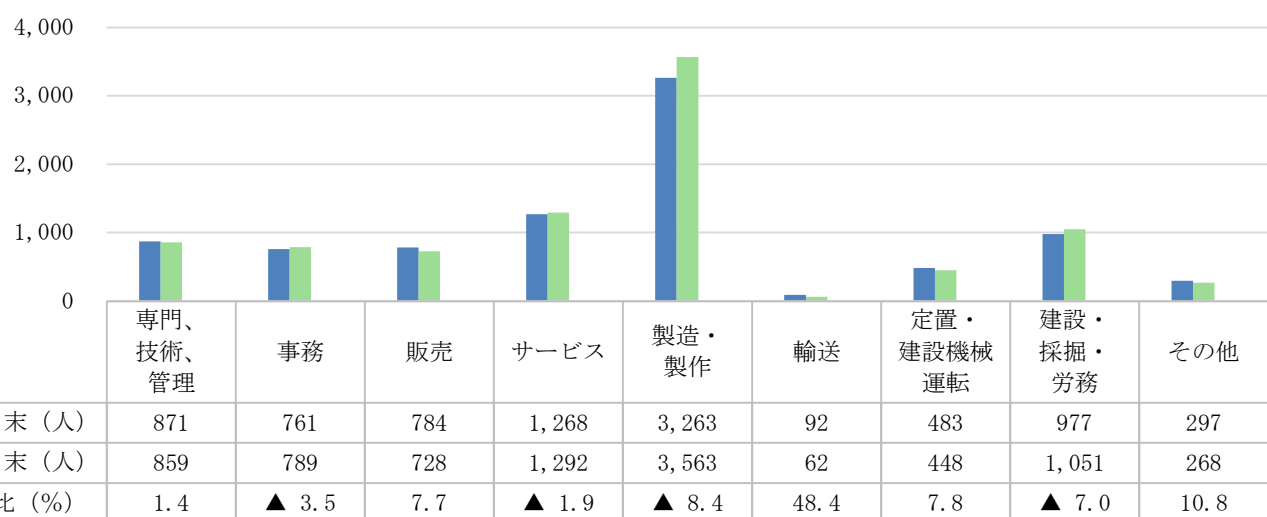


図4 職業別求人受理状況（9月末現在）



別表1

## 新規高等学校卒業者の求人・求職状況の推移

厚生労働省福島労働局職業安定部

|                       |                           | 29. 3卒<br>9月末 | 30. 3卒<br>9月末 | 31. 3卒<br>9月末 | 令和<br>2. 3卒<br>9月末 | 3. 3卒<br>10月末 | 4. 3卒<br>9月末 | 5. 3卒<br>9月末 | 6. 3卒<br>9月末 | 7. 3卒<br>9月末 | 8. 3卒<br>9月末 | 対<br>7. 3卒比<br>(%、P) |
|-----------------------|---------------------------|---------------|---------------|---------------|--------------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------------|
| 卒業予定者数 (a)            |                           | 18, 586       | 17, 867       | 17, 802       | 17, 491            | 16, 780       | 16, 395      | 15, 677      | 15, 044      | 14, 852      | 14, 520      | ▲ 2. 2               |
| 求職者数                  | 計 (b)                     | 4, 706        | 4, 615        | 4, 687        | 4, 597             | 4, 077        | 3, 841       | 3, 673       | 3, 430       | 3, 343       | 3, 291       | ▲ 1. 6               |
|                       | 県内(c)                     | 3, 765        | 3, 629        | 3, 768        | 3, 560             | 3, 179        | 3, 080       | 2, 851       | 2, 608       | 2, 490       | 2, 419       | ▲ 2. 9               |
|                       | 県内比率(c/b)                 | 80. 0         | 78. 6         | 80. 4         | 77. 4              | 78. 0         | 80. 2        | 77. 6        | 76. 0        | 74. 5        | 73. 5        | ▲ 1. 0               |
|                       | 県外(d)                     | 941           | 986           | 919           | 1, 037             | 898           | 761          | 822          | 822          | 853          | 872          | 2. 2                 |
| 県内ハローワーク<br>受理求人数 (e) |                           | 8, 256        | 8, 910        | 9, 752        | 9, 321             | 7, 781        | 7, 962       | 8, 605       | 9, 046       | 9, 060       | 8, 796       | ▲ 2. 9               |
| 求人倍率(e/b)             |                           | 1. 75         | 1. 93         | 2. 08         | 2. 03              | 1. 91         | 2. 07        | 2. 34        | 2. 64        | 2. 71        | 2. 67        | ▲ 0. 04              |
| 就職内定者数                | 計 (f)                     | 2, 970        | 3, 017        | 3, 009        | 3, 037             | 2, 743        | 2, 649       | 2, 549       | 2, 367       | 2, 335       | 2, 335       | 0. 0                 |
|                       | うち県内ハローワーク<br>受理求人への就職(g) | 2, 245        | 2, 262        | 2, 326        | 2, 254             | 2, 094        | 2, 068       | 1, 870       | 1, 690       | 1, 621       | 1, 587       | ▲ 2. 1               |
|                       | 県内比率(g/f)                 | 75. 6         | 75. 0         | 77. 3         | 74. 2              | 76. 3         | 78. 1        | 73. 4        | 71. 4        | 69. 4        | 68. 0        | ▲ 1. 4               |
|                       | うち県外ハローワーク<br>受理求人への就職(h) | 725           | 755           | 683           | 783                | 649           | 581          | 679          | 677          | 714          | 748          | 4. 8                 |
| 就職内定率 %               | 計 (f/b)                   | 63. 1         | 65. 4         | 64. 2         | 66. 1              | 67. 3         | 69. 0        | 69. 4        | 69. 0        | 69. 8        | 71. 0        | 1. 2                 |
|                       | 県内(g/c)                   | 59. 6         | 62. 3         | 61. 7         | 63. 3              | 65. 9         | 67. 1        | 65. 6        | 64. 8        | 65. 1        | 65. 6        | 0. 5                 |
|                       | 県外(h/d)                   | 77. 0         | 76. 6         | 74. 3         | 75. 5              | 72. 3         | 76. 3        | 82. 6        | 82. 4        | 83. 7        | 85. 8        | 2. 1                 |
| 未就<br>内定者<br>数職       | 計                         | 1, 736        | 1, 598        | 1, 678        | 1, 560             | 1, 334        | 1, 192       | 1, 124       | 1, 063       | 1, 008       | 956          | ▲ 5. 2               |
|                       | 県内                        | 1, 520        | 1, 367        | 1, 442        | 1, 306             | 1, 085        | 1, 012       | 981          | 918          | 869          | 832          | ▲ 4. 3               |
|                       | 県外                        | 216           | 231           | 236           | 254                | 249           | 180          | 143          | 145          | 139          | 124          | ▲ 10. 8              |

●福島労働局管内の新規高卒者に係る求人・求職の状況を取りまとめたものです

(注1) 「卒業予定者数」…県内の各ハローワークが、管内の高等学校に対し実施した「求職動向調査」の調査結果による

(注2) 「求職者数」…学校又はハローワークの紹介により就職を希望する生徒数（県内就職希望者＋県外就職希望者）

(注3) 「就職内定者数」の県内比率（g/f）…県内ハローワーク受理求人への就職比率で、福島県が発表する「県内留保率」とは異なる

(注4) 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により選考開始日が1ヶ月遅れたため、10月末の数値となります

別表2

## 新規高等学校卒業者の地域別求人・求職状況(9月末現在)

## 会津地域

|            |        |
|------------|--------|
| 卒業予定者数(人)  | 1,794  |
| 前年同期比(%)   | ▲ 0.6  |
| 求職者数(人)    | 460    |
| 前年同期比(%)   | 3.6    |
| うち県内希望者    | 311    |
| 前年同期比(%)   | 5.1    |
| うち県外希望者    | 149    |
| 前年同期比(%)   | 0.7    |
| 求人数(人)     | 1,104  |
| 前年同期比(%)   | ▲ 4.1  |
| 求人倍率(倍)    | 2.40   |
| 前年同期比(P)   | ▲ 0.19 |
| 就職内定者数(人)  | 324    |
| 前年同期比(%)   | 11.7   |
| うち県内就職者    | 198    |
| 前年同期比(%)   | 13.8   |
| うち県外就職者    | 126    |
| 前年同期比(%)   | 8.6    |
| 就職内定率(%)   | 70.4   |
| 前年同期比(P)   | 5.1    |
| 就職未内定者数(人) | 136    |

## 中通り地域

|            |       |
|------------|-------|
| 卒業予定者数(人)  | 9,311 |
| 前年同期比(%)   | ▲ 2.7 |
| 求職者数(人)    | 1,979 |
| 前年同期比(%)   | ▲ 4.3 |
| うち県内希望者    | 1,508 |
| 前年同期比(%)   | ▲ 6.7 |
| うち県外希望者    | 471   |
| 前年同期比(%)   | 4.2   |
| 求人数(人)     | 5,684 |
| 前年同期比(%)   | ▲ 1.0 |
| 求人倍率(倍)    | 2.87  |
| 前年同期比(P)   | 0.09  |
| 就職内定者数(人)  | 1,392 |
| 前年同期比(%)   | ▲ 4.0 |
| うち県内就職者    | 985   |
| 前年同期比(%)   | ▲ 7.2 |
| うち県外就職者    | 407   |
| 前年同期比(%)   | 4.6   |
| 就職内定率(%)   | 70.3  |
| 前年同期比(P)   | 0.2   |
| 就職未内定者数(人) | 587   |

## 浜通り地域

|            |        |
|------------|--------|
| 卒業予定者数(人)  | 3,415  |
| 前年同期比(%)   | ▲ 1.7  |
| 求職者数(人)    | 852    |
| 前年同期比(%)   | 2.5    |
| うち県内希望者    | 600    |
| 前年同期比(%)   | 3.8    |
| うち県外希望者    | 252    |
| 前年同期比(%)   | ▲ 0.4  |
| 求人数(人)     | 2,008  |
| 前年同期比(%)   | ▲ 7.4  |
| 求人倍率(倍)    | 2.36   |
| 前年同期比(P)   | ▲ 0.25 |
| 就職内定者数(人)  | 619    |
| 前年同期比(%)   | 4.0    |
| うち県内就職者    | 404    |
| 前年同期比(%)   | 4.7    |
| うち県外就職者    | 215    |
| 前年同期比(%)   | 2.9    |
| 就職内定率(%)   | 72.7   |
| 前年同期比(P)   | 1.1    |
| 就職未内定者数(人) | 233    |

## 県合計

|            |        |
|------------|--------|
| 卒業予定者数(人)  | 14,520 |
| 求職者数(人)    | 3,291  |
| 求人数(人)     | 8,796  |
| 求人倍率(倍)    | 2.67   |
| 就職内定者数(人)  | 2,335  |
| 就職内定率(%)   | 71.0   |
| 就職未内定者数(人) | 956    |

●県内、県外に就職を希望する生徒の就職内定の状況、県内ハローワークで受理した求人の状況などを地域別にまとめたもの

※卒業予定者数…「求職動向調査」での生徒数

※求職者数…県内、県外に就職を希望する生徒数(学校・ハローワークの紹介希望者)

※求人数…県内ハローワークで受理した求人数

※求人倍率…求人数/求職者数

※就職内定者数…求職者数(県内希望者+県外希望者)に係る内定者数

※就職内定率…求職者数(県内希望者+県外希望者)に係る内定率

## 別表3

## 新規高等学校卒業者の月別求人・求職状況

厚生労働省福島労働局職業安定部

|            |               | 7月末    | 8月末    | 9月末    | 10月末  | 11月末  | 12月末  | 1月末   | 2月末   | 3月末   | 4月末   | 5月末   | 6月末   |
|------------|---------------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| a 求職者数     | 6.3卒者         | 3,441  | 3,438  | 3,430  | 3,400 | 3,392 | 3,388 | 3,379 | 3,380 | 3,370 | 3,368 | 3,365 | 3,365 |
|            | 7.3卒者         | 3,356  | 3,355  | 3,343  | 3,325 | 3,309 | 3,308 | 3,306 | 3,293 | 3,277 | 3,276 | 3,274 | 3,274 |
|            | 8.3卒者         | 3,333  | 3,316  | 3,291  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|            | 男子            | 2,003  | 2,001  | 1,973  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|            | 女子            | 1,330  | 1,315  | 1,318  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|            | 対6.3卒者比(%)    | ▲ 3.1  | ▲ 3.5  | ▲ 4.1  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|            | 対7.3卒者比(%)    | ▲ 0.7  | ▲ 1.2  | ▲ 1.6  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| b 求人数      | 6.3卒者         | 8,680  | 8,888  | 9,046  | 9,208 | 9,284 | 9,340 | 9,351 | 9,392 | 9,402 | 9,402 | 9,402 | 9,402 |
|            | 7.3卒者         | 8,661  | 8,856  | 9,060  | 9,142 | 9,203 | 9,265 | 9,327 | 9,337 | 9,344 | 9,344 | 9,345 | 9,345 |
|            | 8.3卒者         | 8,546  | 8,669  | 8,796  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|            | 対6.3卒者比(%)    | ▲ 1.5  | ▲ 2.5  | ▲ 2.8  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|            | 対7.3卒者比(%)    | ▲ 1.3  | ▲ 2.1  | ▲ 2.9  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| c 求人倍率(倍)  | 6.3卒者         | 2.52   | 2.59   | 2.64   | 2.71  | 2.74  | 2.76  | 2.77  | 2.78  | 2.79  | 2.79  | 2.79  | 2.79  |
|            | 7.3卒者         | 2.58   | 2.64   | 2.71   | 2.75  | 2.78  | 2.80  | 2.82  | 2.84  | 2.85  | 2.85  | 2.85  | 2.85  |
|            | 8.3卒者         | 2.56   | 2.61   | 2.67   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|            | 対6.3卒者比(ポイント) | 0.04   | 0.02   | 0.03   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|            | 対7.3卒者比(ポイント) | ▲ 0.02 | ▲ 0.03 | ▲ 0.04 |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| d 就職内定者数   | 6.3卒者         |        |        | 2,367  | 2,939 | 3,114 | 3,208 | 3,258 | 3,327 | 3,358 | 3,361 | 3,361 | 3,361 |
|            | 7.3卒者         |        |        | 2,335  | 2,872 | 3,026 | 3,116 | 3,181 | 3,251 | 3,268 | 3,270 | 3,272 | 3,273 |
|            | 8.3卒者         |        |        | 2,335  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|            | 男子            |        |        | 1,453  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|            | 女子            |        |        | 882    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|            | 対6.3卒者比(%)    |        |        | ▲ 1.4  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|            | 対7.3卒者比(%)    |        |        | 0.0    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| e 就職内定率(%) | 6.3卒者         |        |        | 69.0   | 86.4  | 91.8  | 94.7  | 96.4  | 98.4  | 99.6  | 99.8  | 99.9  | 99.9  |
|            | 7.3卒者         |        |        | 69.8   | 86.4  | 91.4  | 94.2  | 96.2  | 98.7  | 99.7  | 99.8  | 99.9  | 99.9  |
|            | 8.3卒者         |        |        | 71.0   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|            | 男子            |        |        | 73.6   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|            | 女子            |        |        | 66.9   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|            | 対6.3卒者比(ポイント) |        |        | 2.0    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|            | 対7.3卒者比(ポイント) |        |        | 1.2    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| f 就職未内定者数  | 6.3卒者         |        |        | 1,063  | 461   | 278   | 180   | 121   | 53    | 12    | 7     | 4     | 4     |
|            | 7.3卒者         |        |        | 1,008  | 453   | 283   | 192   | 125   | 42    | 9     | 6     | 2     | 1     |
|            | 8.3卒者         |        |        | 956    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|            | 男子            |        |        | 520    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|            | 女子            |        |        | 436    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|            | 対6.3卒者比(%)    |        |        | ▲ 10.1 |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|            | 対7.3卒者比(%)    |        |        | ▲ 5.2  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |

●福島労働局管内の新規高卒者に係る各月末現在の求人・求職の状況を取りまとめたものです。

(注)「求人数」…県内ハローワーク受理求人数



別表4

## 新規高等学校卒業者の産業・職業・規模別 求人状況（9月末現在）

厚生労働省福島労働局職業安定部

| 産業別・職業別・規模別 |                                   | 7年度   | 6年度   | 対前年同期比(%) | 対前年増減数(人) |
|-------------|-----------------------------------|-------|-------|-----------|-----------|
| 産業別         | A, B 農, 林, 漁業 (01~04)             | 74    | 70    | 5.7       | 4         |
|             | C 鉱業、採石業、砂利採取業 (05)               | 5     | 12    | ▲ 58.3    | ▲ 7       |
|             | D 建設業 (06~08)                     | 1,715 | 1,825 | ▲ 6.0     | ▲ 110     |
|             | E 製造業 (09~32)                     | 3,340 | 3,616 | ▲ 7.6     | ▲ 276     |
|             | 09 食料品製造業                         | 244   | 299   | ▲ 18.4    | ▲ 55      |
|             | 10 飲料・たばこ・飼料製造業                   | 17    | 19    | ▲ 10.5    | ▲ 2       |
|             | 11 繊維工業                           | 79    | 107   | ▲ 26.2    | ▲ 28      |
|             | 12 木材・木製品製造業（家具を除く）               | 81    | 88    | ▲ 8.0     | ▲ 7       |
|             | 13 家具・装備品製造業                      | 36    | 44    | ▲ 18.2    | ▲ 8       |
|             | 14 パルプ・紙・紙加工品製造業                  | 88    | 77    | 14.3      | 11        |
|             | 15 印刷・同関連業                        | 29    | 41    | ▲ 29.3    | ▲ 12      |
|             | 16 化学工業                           | 154   | 184   | ▲ 16.3    | ▲ 30      |
|             | 17 石油製品・石炭製品製造業                   | 3     | 1     | 200.0     | 2         |
|             | 18 プラスチック製品製造業                    | 176   | 191   | ▲ 7.9     | ▲ 15      |
|             | 19 ゴム製品製造業                        | 89    | 106   | ▲ 16.0    | ▲ 17      |
|             | 21 窯業・土石製品製造業                     | 211   | 240   | ▲ 12.1    | ▲ 29      |
|             | 22 鉄鋼業                            | 33    | 24    | 37.5      | 9         |
|             | 23 非鉄金属製造業                        | 39    | 57    | ▲ 31.6    | ▲ 18      |
|             | 24 金属製品製造業                        | 338   | 358   | ▲ 5.6     | ▲ 20      |
|             | 25 はん用機械器具製造業                     | 229   | 246   | ▲ 6.9     | ▲ 17      |
|             | 26 生産用機械器具製造業                     | 184   | 182   | 1.1       | 2         |
|             | 27 業務用機械器具製造業                     | 215   | 200   | 7.5       | 15        |
|             | 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業              | 310   | 313   | ▲ 1.0     | ▲ 3       |
|             | 29 電気機械器具製造業                      | 283   | 288   | ▲ 1.7     | ▲ 5       |
|             | 30 情報通信機械器具製造業                    | 138   | 130   | 6.2       | 8         |
|             | 31 輸送用機械器具製造業                     | 279   | 331   | ▲ 15.7    | ▲ 52      |
|             | 20, 32 その他の製造業                    | 85    | 90    | ▲ 5.6     | ▲ 5       |
|             | F 電気・ガス・熱供給・水道業 (33~36)           | 27    | 25    | 8.0       | 2         |
|             | G 情報通信業 (37~41)                   | 47    | 32    | 46.9      | 15        |
|             | H 運輸業、郵便業 (42~49)                 | 266   | 226   | 17.7      | 40        |
|             | I 卸売業、小売業 (50~61)                 | 1,124 | 1,083 | 3.8       | 41        |
|             | 50~55 卸売業                         | 314   | 299   | 5.0       | 15        |
|             | 56~61 小売業                         | 810   | 784   | 3.3       | 26        |
|             | J 金融業、保険業 (62~67)                 | 144   | 118   | 22.0      | 26        |
|             | K 不動産業、物品賃貸業 (68~70)              | 94    | 97    | ▲ 3.1     | ▲ 3       |
|             | L 学術研究、専門・技術サービス業 (71~74)         | 120   | 119   | 0.8       | 1         |
|             | M 宿泊業、飲食サービス業 (75~77)             | 388   | 355   | 9.3       | 33        |
|             | 75 宿泊業                            | 187   | 176   | 6.3       | 11        |
|             | 76~77 飲食サービス業                     | 201   | 179   | 12.3      | 22        |
|             | N 生活関連サービス業、娯楽業 (78~80)           | 218   | 221   | ▲ 1.4     | ▲ 3       |
|             | O 教育、学習支援業 (81, 82)               | 28    | 15    | 86.7      | 13        |
|             | P 医療、福祉 (83~85)                   | 647   | 721   | ▲ 10.3    | ▲ 74      |
|             | Q 複合サービス業 (86~87)                 | 110   | 89    | 23.6      | 21        |
|             | R サービス業（他に分類されないもの）(88~96)        | 446   | 434   | 2.8       | 12        |
|             | S, T 公務・その他 (97~99)               | 3     | 2     | 50.0      | 1         |
|             | 合 計                               | 8,796 | 9,060 | ▲ 2.9     | ▲ 264     |
| 職業別         | A, B 専門的、技術的、管理的職業従事者(01~24)      | 871   | 859   | 1.4       | 12        |
|             | C 事務従事者(25~31)                    | 761   | 789   | ▲ 3.5     | ▲ 28      |
|             | D 販売従事者(32~34)                    | 784   | 728   | 7.7       | 56        |
|             | E サービス職業従事者(35~42)                | 1,268 | 1,292 | ▲ 1.9     | ▲ 24      |
|             | H, I, J, K 技能工、採掘、製造、建築従事者(49~73) | 4,815 | 5,124 | ▲ 6.0     | ▲ 309     |
|             | (49~59)製造・製作従事者                   | 3,263 | 3,563 | ▲ 8.4     | ▲ 300     |
|             | (64, 67)定置・建設機械運転、電気工事従事者         | 483   | 448   | 7.8       | 35        |
|             | (65・66・68~73)採掘・建設・労務従事者          | 977   | 1,051 | ▲ 7.0     | ▲ 74      |
|             | (60~63)その他                        | 92    | 62    | 48.4      | 30        |
|             | F, G 上記以外の職業従事者(43~48)            | 297   | 268   | 10.8      | 29        |
|             | 合 計                               | 8,796 | 9,060 | ▲ 2.9     | ▲ 264     |
| 規模別         | 29人以下                             | 3,108 | 3,275 | ▲ 5.1     | ▲ 167     |
|             | 30~99人                            | 3,034 | 3,026 | 0.3       | 8         |
|             | 100~299人                          | 1,553 | 1,650 | ▲ 5.9     | ▲ 97      |
|             | 300~499人                          | 287   | 304   | ▲ 5.6     | ▲ 17      |
|             | 500~999人                          | 360   | 389   | ▲ 7.5     | ▲ 29      |
|             | 1,000人以上                          | 454   | 416   | 9.1       | 38        |
|             | 合 計                               | 8,796 | 9,060 | ▲ 2.9     | ▲ 264     |

別表5

新規学校卒業者の安定所別職業紹介状況  
(9月末現在)

【高等学校】

福島労働局職業安定部

|        | 求人数<br>(県内)     |                 |            | 求人件数<br>(県内)    |                 |            | 求職者数            |                 |            |                 |                 |            |                 |                 |            | 就職内定者数          |                 |            |                 |                 |            |                 |                 |            | 就職内定率           |                 | 就職未内定者          |     |     | 県内就職希望率 | （県内受理求人への就職割合）<br>県内就職割合 |      |
|--------|-----------------|-----------------|------------|-----------------|-----------------|------------|-----------------|-----------------|------------|-----------------|-----------------|------------|-----------------|-----------------|------------|-----------------|-----------------|------------|-----------------|-----------------|------------|-----------------|-----------------|------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----|-----|---------|--------------------------|------|
|        |                 |                 |            |                 |                 |            | 合計              |                 |            | 県内              |                 |            | 県外              |                 |            | 合計              |                 |            | 県内              |                 |            | 県外              |                 |            |                 |                 | 合計              | 県内  | 県外  |         |                          |      |
|        | 7年<br>9月<br>(人) | 前年<br>同月<br>(人) | 増減比<br>(%) | 7年<br>9月<br>(件) | 前年<br>同月<br>(件) | 増減比<br>(%) | 7年<br>9月<br>(人) | 前年<br>同月<br>(人) | 増減比<br>(%) | 7年<br>9月<br>(人) | 前年<br>同月<br>(人) | 増減比<br>(%) | 7年<br>9月<br>(人) | 前年<br>同月<br>(人) | 増減比<br>(%) | 7年<br>9月<br>(人) | 前年<br>同月<br>(人) | 増減比<br>(%) | 7年<br>9月<br>(人) | 前年<br>同月<br>(人) | 増減比<br>(%) | 7年<br>9月<br>(人) | 前年<br>同月<br>(人) | 増減比<br>(%) | 7年<br>9月<br>(人) | 7年<br>9月<br>(人) | 7年<br>9月<br>(人) |     |     |         |                          |      |
| 中通り地域計 |                 | 5,684           | 5,740      | ▲ 1.0           | 2,207           | 2,255      | ▲ 2.1           | 1,979           | 2,068      | ▲ 4.3           | 1,508           | 1,616      | ▲ 6.7           | 471             | 452        | 4.2             | 1,392           | 1,450      | ▲ 4.0           | 985             | 1,061      | ▲ 7.2           | 407             | 389        | 4.6             | 70.3            | 70.1            | 587 | 523 | 64      | 76.2                     | 70.8 |
|        | 福島              | 1,775           | 1,630      | 8.9             | 700             | 702        | ▲ 0.3           | 647             | 649        | ▲ 0.3           | 487             | 481        | 1.2             | 160             | 168        | ▲ 4.8           | 445             | 447        | ▲ 0.4           | 315             | 305        | 3.3             | 130             | 142        | ▲ 8.5           | 68.8            | 68.9            | 202 | 172 | 30      | 75.3                     | 70.8 |
|        | 二本松             | 515             | 570        | ▲ 9.6           | 213             | 226        | ▲ 5.8           | 108             | 126        | ▲ 14.3          | 85              | 103        | ▲ 17.5          | 23              | 23         | 0.0             | 90              | 106        | ▲ 15.1          | 68              | 84         | ▲ 19.0          | 22              | 22         | 0.0             | 83.3            | 84.1            | 18  | 17  | 1       | 78.7                     | 75.6 |
|        | 郡山              | 1,792           | 1,931      | ▲ 7.2           | 714             | 753        | ▲ 5.2           | 618             | 688        | ▲ 10.2          | 462             | 546        | ▲ 15.4          | 156             | 142        | 9.9             | 391             | 422        | ▲ 7.3           | 260             | 306        | ▲ 15.0          | 131             | 116        | 12.9            | 63.3            | 61.3            | 227 | 202 | 25      | 74.8                     | 66.5 |
|        | 須賀川             | 646             | 621        | 4.0             | 257             | 255        | 0.8             | 345             | 335        | 3.0             | 277             | 274        | 1.1             | 68              | 61         | 11.5            | 248             | 262        | ▲ 5.3           | 183             | 204        | ▲ 10.3          | 65              | 58         | 12.1            | 71.9            | 78.2            | 97  | 94  | 3       | 80.3                     | 73.8 |
|        | 白河              | 956             | 988        | ▲ 3.2           | 323             | 319        | 1.3             | 261             | 270        | ▲ 3.3           | 197             | 212        | ▲ 7.1           | 64              | 58         | 10.3            | 218             | 213        | 2.3             | 159             | 162        | ▲ 1.9           | 59              | 51         | 15.7            | 83.5            | 78.9            | 43  | 38  | 5       | 75.5                     | 72.9 |
| 会津地域計  |                 | 1,104           | 1,151      | ▲ 4.1           | 507             | 530        | ▲ 4.3           | 460             | 444        | 3.6             | 311             | 296        | 5.1             | 149             | 148        | 0.7             | 324             | 290        | 11.7            | 198             | 174        | 13.8            | 126             | 116        | 8.6             | 70.4            | 65.3            | 136 | 113 | 23      | 67.6                     | 61.1 |
|        | 会津若松            | 1,104           | 1,151      | ▲ 4.1           | 507             | 530        | ▲ 4.3           | 460             | 444        | 3.6             | 311             | 296        | 5.1             | 149             | 148        | 0.7             | 324             | 290        | 11.7            | 198             | 174        | 13.8            | 126             | 116        | 8.6             | 70.4            | 65.3            | 136 | 113 | 23      | 67.6                     | 61.1 |
| 浜通り地域計 |                 | 2,008           | 2,169      | ▲ 7.4           | 868             | 924        | ▲ 6.1           | 852             | 831        | 2.5             | 600             | 578        | 3.8             | 252             | 253        | ▲ 0.4           | 619             | 595        | 4.0             | 404             | 386        | 4.7             | 215             | 209        | 2.9             | 72.7            | 71.6            | 233 | 196 | 37      | 70.4                     | 65.3 |
|        | 相双              | 607             | 626        | ▲ 3.0           | 259             | 259        | 0.0             | 157             | 156        | 0.6             | 98              | 105        | ▲ 6.7           | 59              | 51         | 15.7            | 132             | 116        | 13.8            | 76              | 73         | 4.1             | 56              | 43         | 30.2            | 84.1            | 74.4            | 25  | 22  | 3       | 62.4                     | 57.6 |
|        | いわき             | 1,401           | 1,543      | ▲ 9.2           | 609             | 665        | ▲ 8.4           | 695             | 675        | 3.0             | 502             | 473        | 6.1             | 193             | 202        | ▲ 4.5           | 487             | 479        | 1.7             | 328             | 313        | 4.8             | 159             | 166        | ▲ 4.2           | 70.1            | 71.0            | 208 | 174 | 34      | 72.2                     | 67.4 |
| 計      |                 | 8,796           | 9,060      | ▲ 2.9           | 3,582           | 3,709      | ▲ 3.4           | 3,291           | 3,343      | ▲ 1.6           | 2,419           | 2,490      | ▲ 2.9           | 872             | 853        | 2.2             | 2,335           | 2,335      | 0.0             | 1,587           | 1,621      | ▲ 2.1           | 748             | 714        | 4.8             | 71.0            | 69.8            | 956 | 832 | 124     | 73.5                     | 68.0 |

(注) 求人数(県内)及び求人件数(県内)については、各安定所の自管内受理求人数及び求人件数を計上。